

憲法義解

特70

189

345 合計

415 合計 憲法 指針 件

特 70
189

憲法義解緒言

國家の成立組織及び國家を構造する諸機關の官能及び交渉を規定するの根本法として
 憲法を考ふれど苟も邦國をなせるもの孰く憲法を有せざらん麻戸皇子の法文十七條の
 姑く置くとするも大寶令の如きと行政法を本體として亦實に憲法の原素を含有せり世
 と武家の政治となりて後々貞永建武の式目の如き將た成敗百ヶ條の如き何れも家訓と
 か家法とかいふ族制的一家風のものかから亦自ら當時政治の體系を觀るに足るべきも
 のあり之をも憲法といひ憲法とせん而して憲法の必しも法章と文書とを待つもの
 非ず苟も國家の組織を存する以上の必も斯憲法あらざるなし例へば徳川封建の時世
 に入りて政府の官吏たるべき家格を定めたるか如き親藩の宗室に於ける譜代の將軍家
 及び於ける外藩の徳川氏及び於ける關係を示したる如き死刑以上の幕府は稟議して之を
 行ふへしとせるか如き別々著けて文書は寓し輯めて法章となせるものあるも非ずと雖
 も慣行數百年自然當時國家の一體系をなし實は儼然たる憲法を存したるなり斯くいと

、必と難とするものあらん子の言ふり如くんぞ我 天皇陛下の何故特にお憲法を制定せられ我人民も亦何故熱心よ之を得たるを祝するやと嗚呼是れ憲法字義の判るゝ所にして實は余輩か義解の一篇を著す所以なり

憲法といへと矢張政府と人民との権限を定むる通法なれど人民よの一切公權の享有を許さずと規したりとて決して憲法よ非ざる等となけれども近世憲法の意義の大よ變遷し其實專制君主の權力を制限して人民の權利を確認するの法律を憲法といふことなり立憲政體國といへと國家の組織體系の備れる國を指すお非と君主と自ら其特權を制限して憲法規定の中よ運動し人民の亦此憲法よ由て其權利の保證を受けたる邦をいふこととなりぬ是れモンテスキューが英國の政治を分析して立法行政司法三權の分立を首唱してより人民の代議、言論出版の自由、陪審の法等或は暴君の專制を防ぎ或は汚吏の擅私を遏むべき幾多の制置を包括する自由主義 Liberalism 一時勢力を全歐よ得たるよ起因し各國相倣ふて憲法を制定し發布し獨裁の治體を存するものは文明國に齒せら

れざるか如き風をなすよ至りたる以來の事よて此自由主義は實は歐人固有の民主々義の漸く發達して漸く今日の社會よ適應するよ至りたる其一種の變形たるよ過さざるのみ而して法律上よりいへは其憲法たるの性質よ異同を生せしよ非すと雖も政治の施設より之をいへは實は一種立憲政治なるものを變生したるや明なり然れども憲法といへは國家の大本お關する根柢法なるとは亦動かすへからざるか故よ彼世界を風動したる自由主義とて決して隨處に同一の觀相を現し同一の憲法となるとなきは亦明なり是よ於て余輩の今我帝國憲法の義解を下さんとするよ方り豫め讀者よ告げ置かざるへからざるとあり即ち我憲法の幾分は彼世界共通の自由主義よ基き其幾分の我國家の性質沿革を按して制を設けられたるかを觀察し以て竊は聖意の在る所を繹ねんと余輩か憲法の研究に最も欠くへからずと信する所よして亦務めて之を讀者よ明よせんと欲する所なり憲法といふ所よりいへは亦固より彼自由主義の一變形たるよ相違なし然れども大日本帝國の憲法といへる亦大日本帝國の自由主義即ち大日本國よ後來行ふへく行はれ

へき自由主義の一形相ならざるへからず讀者字句條章を逐ふの間お於て其れ斯一點も
着目せよ着目したる上よて更よ反覆思考せば法文の義理其れ必ず刃を迎へて解くるの
快あらん

憲法義解

大日本帝國憲法

大日本帝國の五字の別よ解釋を要せずと雖も憲法の二字お至りての頗る明解を要す
るものあり

第一お起る疑問の憲法の法律なりや否やの問題あり而して否と答ふる人々の第一よ
主張するは憲法は之を制定したる主權者の行爲をも規定し而して主權者よの加ふる
よ制裁を以てすべからず是れ法律と異なる所なり尋常の法律の決して主權者を目當
として設くるものよ非ず憲法の之お反して主權者實よ其の目當の一あり去ればとて
主權者よの制裁を加ふべからずたとひ民主國たりとも主權者を主權者として制裁を
加ふるとい到底おし得へからず是れ憲法の法律よ非ざる明證よ非ずやとの論點あり

夫れ制裁の法律は必要あるの論するまでもあし然れとも憲法亦固より制裁を具へたり君主の意は出てたりと雖も苟も條章の明文に違ひたる命令の如きは之を無効となすことを得、無効も亦一種の制裁に非ずや且つ法律を以て特にお被治者のみを目的として發するものとするか如きは是れ公法を以て法律とせざるの論にして苟も行政法其他の公法を以て法律とせば決して主權者を目當として云々の疑を生ずる筈あるべし

蓋し憲法は諸法を統率し諸法を超越し其諸法と相關するや亦大あり即ち甲法の變更は必しも乙法を影響せすと雖も憲法の變更に至りては其瓜蔓株連の係累を免るゝ法甚た少し憲法の規定する所は其範圍廣濶にして其事項重大なり憲法を改正するの各國多くは特別の手續を仍り決して他の法律と同一視せず（英國の如きは例外あり）去ればとして其事項の輕重其範圍の廣狹、其關係の大小其取扱手續の異同等の以て法律たるものと否らざるものとを區別するの標準とあすべきは非ず要する所の其果

して主權者が制定若くは明認又は默認したるものなるや否や其果して國家をなせる人民の行爲を律するものなるや否や其果して制裁を由りて之を強行するを得るものあるや否やを問ふべきのみ而して憲法と其成文必と主權者の制定せしものたり其不文あるもの必ず主權者の或は明認し或は默許したるものたり而して實に國家を形成する人民の行爲を律し而して實に制裁の力は頼りて之を執行をあたは是れ亦純然たる法律ならずや

抑憲法の如何ある事項を規定する法律なるかといへば政府の如何に組織し如何なる權力を有し人民の如何なる權利を享有するか此權力と權利とを行ふよの如何なる手段を由るか等國家の根本たる大事項こそ憲法に依りて定まるべければ憲法の政府と人民との關係簡略は之れをいへば官民の關係を規定するの法律なりといふことを妥當なれ余輩が茲に政府といふの勿論君主を其の中は籠めて之れをいふなり

乃ち公私兩法の區別を用ゐる時の憲法は公法に屬すべきと無論なり公法との其規定する所の關係物中も國家又ハ政府の一分子ある法律にして彼單ハ人民と人民との間も限れる關係を規定するものは之を私法といふ即ち民法商法訴訟法の類あり他の法律も成文法と不文法との別あり制定法と習慣法との別あるか如く憲法も成文不文の別あり一時も制定して法典となしたる我大日本帝國憲法の如きは即ち制定法なり成文法なり歐米諸國の憲法も亦我憲法と同じく多くの成文法にして英國の外の習慣より成立する憲法を有するものならず然れとも斯區別は唯た大体も就て異同を分てるものよて英國の憲法とて徹頭徹尾習慣のみは非ず現ハ權利法案(Bill of Rights)其他時々の法令も發したるもの尠からず將た他の諸國の憲法とて制定以前より存立したる習慣を取れるは勿論條章の明文外も何時ともなく成立したる慣例の行はれたる例なしとせず成文法といひ不文法といふの唯た其大体も就て區別を立てたるのみ

さて我大日本帝國憲法の如何なる度合まで習慣法を襲用しよるものなるやといふも其建國精神の大體即ち國家組織の基本を定むる第一の原則をは之を我帝國舊來の國體も取れり彼萬世一系の帝室を以て我國大一統主權の歸する所とし禮樂刑政も天皇より出て軍旅征伐も天皇より出て天皇の立法行政司法の長官たり天皇の正義榮譽慈善の源泉たり主權の統一と歐洲國法學者の空談も非ず夙も我國體も存し而して此國體や實も彼自由主義と互も相容認するを得るものなり則ち憲法を發布し玉へる政略よりいへと自由主義を以て其精神とせらるゝや論なしと雖も憲法の法律的精神即ち憲法其物の骨髓と我建國以來の一統帝政も存すると疑ふし去れり若し我邦もして文化夙も開き智巧頓も進みたらんや夙も代議の制度、自由の主義を以て皇猷を補翼するの仕組も立ちたるならんや泰西の文物我邦も輸入し來るまでと封建の制、幕府執權の政とら改むるとなくして過ぎ居たる程あれば今日文運進み民智開くを待ち始めて憲法を與へられたるあるべし此憲法は天皇の與へたるものにして其中も規定し

許與しある人民の權利と此憲法より保護せらるゝものなり即ち此憲法の本源をいへば固より天皇の發したるものにて此中に定めたる天皇の權力の如きと全く古來の沿襲は依りたるに過ぎず唯々斯權力を行ふの方法を規定し而して其方法と彼歐洲近代の政治主義に基きたりといふと、穩當ならん

余は又憲法を釋するの一端として重要な學術語の英佛獨の語を附し以て其字義を明とするの資料を供すへし憲法と英佛語共 Constitution とし獨語は Verfassung 又は Verfassungsrecht とす

大日本帝國憲法は大日本帝國の成立組織及び之を構造する諸機關の官能及び交渉を規定するの法律あり

第一章 本章は天皇の特權を規定す凡十七條

天皇

天皇と我日本帝國の君主たり主權者たると本章の數條を明記せるか如し各國の君主

の迎立せしものあり推戴せしものあり撰擧せしものありと雖も我天皇と祖宗以來我兆民の君臨し玉へるものにて他の諸國の君主と全く其例を異ふす

我邦の天皇の本章を明記する如く大一統の主權者にして日本國の天皇の御一身と渾然融合して決して相分離すへからず彼佛國路易十四世の國家の朕なり *L'etat c'est*

moi と放言しると專制を擅するの特權あるとを誇言したるものにて固より茲に引用すへきに非すと雖も斷章取義を以て之を用るは實に我國體の精神を寫出すに足るへし凡そ一國の主權に必要な原素多きか中に最も肝要なるは他の主權の下に在るへからず即ち何物をも服從するの義務なしといふ條項より大切なるものあらざるへし然るも若し議院の如き自ら開閉集散をなす能はざるものをして主權の一部を有せしめんとせば是れ主權の實を失へるものにて到底撞着を免れず故に近世の學者の主權の分割すへうらす分割すへうらざるものを主權といふと説くもの多し然れども其憲法の條文を視れば大抵立法の權は君主及び議院に存すと漠然たる規定をなせる

もの比々として皆是なり尤も國柄に依りてと人民の協議約束を以て君主を迎立したるもあれハ主權を君主一人ニ歸するハ何となく面白からず思ひ特ハ君主の權力を限り例への彼不認可權の如き之ヲ全部を附與せざるもありと雖も實際終局の裁決權を有する君主國の憲法ハして猶此條文を存するものあると何ぞや或ハ自由の體面を裝へんどの意ハ出たりと辯疏するものあらん然れども永久ニ遵由すべき國家の根本法に斯の如く自ら欺くか如き條文を存するハ憲法の體裁を得たるものと謂ふへからと去れと我日本帝國憲法ハ下の數條に於て明に天皇の唯一主權者なることを示せしなるへし蓋し彼自由主義なるものハ決して唯一主權を天皇の特有ニ存する我國體と撞着するものニ非ず我憲法を此唯一主權の精神を表明して毫も回避する所なきと各國の憲法に卓越したるものと謂ふへし

且つ深く心に銘せざるへからざるハなおも言ひふる如く我天皇ハ他の諸國の君主を以て例すへからざるとなり即ち我天皇ハ此憲法に依りて新に以下數條の皇權を得玉ひたるに非ず全く祖宗以來占有し玉ひたるものを明に書に筆して條文となされたるまでなりとのとなり此理由之前に述べたる所にて委曲詳盡しふれども猶意を加ふべきハ我憲法ハ特に天皇を開卷第一章ニ置きたるとなり各國の憲法を視るハ君主の特權を規定する條章と多くハ之を冒頭に掲げず知るへし本章の位置其精神其條文決して泰西諸國に摸倣踏襲せしものニ非ざるを、

天皇は我國唯一無二の主權者あり

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

本條ハ天祖天神の神器を皇孫瓊々杵尊に授けさせ玉ひし時詔玉へる天日嗣之天壤と共に窮りなかるへしとの神訓ハ本きたるものにて又後世の天皇ハ大八洲治しめすと必と詔書せ王へる御言葉ニ據り又歴史の實際を根柢として我大日本帝國ハ彼天地と其生命を同じくする皇室の統治し玉ふ所なりと明記されたるなるへし其萬世一系と特書するハ彼易姓革命を常とする外國と其例全く殊なるを示し我皇室

り天祖以來帝統聯綿として幾千年の歲月を重ね猶未來永劫此皇室を以て統治者と仰ぐべきを示せり佛國の革命百年間十幾回の多きよ及へると言ふまでもなく立憲政體の基礎鞏固なる英國すら諾耳曼ノルマンの一統以來プランタジエットPlantagenetといひヨークYorkといひチューダーTudorといひスチュアートStuartといひ凡幾王家の變遷を経て遂よ今のフランスウィック王家よ及びたるよて決して我邦の帝室と日を同じくして語るべきよ非ず萬世一系の一語、而も神聖なる一語を添へたるの亦我邦の創見よ出て實に我邦の獨擅する所なり

統治の字の英語よて之を譯する時 *reign over and govern* となるへし特み之を英語よ譯して説明するの自ら其要あり英國の憲法原則なるもの、中よ王の統御す施治せすとも譯すべき一條あり *King reigns but does not govern* 是なり其心の王の國人民の上よ臨御し衆庶の愛敬尊奉を繋けとも躬ら政事を聽くものよ非ず政事を聽く之を宰相よ委すへし之を議院よ托すへしとの謂なり然れども英國の如く數百年來の變遷沿革より生し來れる事情例へは外國より迎立したる王室、歴史上の先例を積みて

權力を強大よしたる下院等の存する場合よ於に垂拱無爲を以て堯舜の君とするも固より可なるのみならず或の君主の吻を政務よ容るゝなきを以て却て國家機關を圓滑に運轉利用するの實功を擧ぐへし然れども國體の異なる邦國よ在りては決して同一轍よ出つると能はず殊よ大政黨の岐分を見ずして小政黨の紛々相争ふか如き場合よ於ての政黨以外よ立つ帝室の勢力を假りて之を緩和し之を調停し之を統合すると誠よ其要あり而して此政略上の機宜と扱置き我大日本帝國の前よもいへるか如く天祖の御後裔の血統聯綿として永く統御撫治の大權を掌握し玉ふ所なれれば彼大八洲治めすの詔語よ本き我天皇の統治權を明白よしたるとなるべし

我大日本帝國は天祖以來皇統聯綿として萬世變らざる天皇の統御を施治し玉ふ所なり

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

皇位の繼承こそ各國各其國柄と歴史とは依りて定まるものなれ去れど方今世界は國するもの多き中は古代の英王獨乙帝の如く撰擧を以て即位するものと殆ど之をあらす迎立推戴を以て冠冕を得たるものあれども一旦即位の後之を子孫に傳ふるを例とせり而して皇位の繼承と臣民の敢て吻を容るべき所は非ざる故に英國の如く外國より迎へたる王室を戴けるものは非されと議院に於て特は王位繼承法（英國にて之を Act of settlement としへり）を議定し之を以て皇室の世系を律したるものなし殊に我邦の如く一種無類萬王一姓の皇室を戴けるものは在りて之を皇室の内規として皇室典範の規定に任ずるを以て體を得たるものとなされしなるへし皇男子孫といふ皇統の男系をいひ我邦の歴史は徵すれと推古天皇を初として皇極、齊明、持統、元明、元正、孝謙、稱徳、明正、後櫻町等の諸天皇女主を以て大八洲を治めしたるの例多しと雖も之を百二十餘代の數に比すれと繼に指を屈するのみならず何れも特別の事情ありて即位したるとなれ之を例外となすへきも決して之を原則とな

東京京橋區三十間堀一丁目一番地

すへからず殊に右數代の女皇の或は寡居或は不婚の御身にて御在位中何れも御配偶をあらせられざりしも後來女皇を立つるとせし御配偶の事も豫め規定せざるへからず分けて系統を重ねらるゝ我皇室に在りての物議の起るを防ぐの用意最も斯點に注かざるへからずたとひ十分の規定をなすも其時は臨み其場合となりては又必ず様々の物議を免れざるへし斯くては禍根を醸すの本なるへけれどて男系の皇統と定めさせ玉へるならんこの解者か各國の皇室に多く男系を立つると確定したる理由を推して今斯く定め玉へる。我天皇陛下の御意衷を測り參らせたる臆説なり。扱皇室典範の定むる所といへは其第一章皇位繼承の九條は過ぎざるへし今之を左に抄出して以て参照は供す

第一條 大日本國皇位は祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條 皇長子在ラザルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラザルトキハ

皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若クハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會

議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

大日本國天皇の位は皇室典範第一章に規定せる皇位繼承の順序に依り男系の皇統之を繼承す

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

天皇ハ聖子神孫の歴代相繼ぎて登極し玉ふとなれば其神聖あるはいふまでもあらざり人類を以て萬物の最靈なるものとし人主を以て人類の最聖なるものとするハ孝徳天皇の明詔も見えたり已ニ聖子神孫たる血統あるのみならず其地位亦乃神乃聖なる以上の特ニ其身體ニ對シ奉て危害を加ヘ侮辱を與ふヘからざるのみならず之を逮捕し之を拘囚すると能はず去ればたとひ行政長官として萬々か一にも御失政ニ涉る廉ありとするも決して懲戒例を以て論ずべきニ非ず又御一身の行爲萬々一刑法ニ觸るゝとありとも刑法ハ決して之を問ふと能はず國よりてハ國王ハ民事の責任義務を負はしめ裁判廳の判決を受けしむるとしたる(例ヘハ寺漏生の如し)ものもあれども是とて判決を受くるまで決して強て執行を命せらるゝ義務を負はしむる能はず乃ち斯神聖不可犯の主義ハ迎立と推戴と世襲とを問はず君主國一般の通則とする所なり矧や天潢汪々として萬古流れ盡せぬ我皇室ニ於てをや

さて此神聖不可犯の主義の單に君主の犯すべからず King is inviolable の一原則に存するのみならず又分れて二原則となる即ち甲の君主の非違をなす能はず King can do no wrong 乙の君主の責任を負はず King is irresponsible 是なり蓋君主は正義の源泉として一切裁判權の發する所なるか故より自ら其罪を彈劾し裁決するの全く道理に違へり且つ主權の決して他の一切の權力に服従せざるものを謂ふなるに今主權者か他の裁判權の控制を受くるよ於ては是れ主權者たるの實を失ふものなり則ち君主の行爲は刑法を以て之を律するに由なく從て之を認めて罪犯なり非違なりとせると能はず如何なる行爲も非違となり罪犯となりと能はされは是れ到底非違をなすと能はざるよ同し又其國家の政務を行ふよ於ても決して躬ら責任を負ふを要せら失政其他の責の宰相之を負ふべきのみ現よ我帝國憲法第四章第五十五條よも「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」とあり是れ本章と互に相表裡して相發明せるものなり我天皇の聖子神孫たる國體と君主を以て非違をなす能はず責任を負ふべからず得て

犯すべからずとなす泰西憲法の主義とい此條の規定する所よ於て正に相符合せりと謂ふべし

或の民事上の義務たけの之を君主よ負ひしむべしと説くものあれども孝國の如く舊慣あるもの格別、舊慣なくして唯た國體に基き理論よよるとすれの裁判を與ふるか如きの最も不都合なりといふべからず裁判をなせしとて到底執行を強ゆべきよ非と裁判をなすとて請願哀訴救済を求むるの道なきよ非ず君主の管に正義の源泉たるのみならず亦實よ慈善の源泉たぬのなり

天皇は神聖なるか故に得て侵犯すべからず民法の責なく政務の責なく

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

國家の政務、大別して二となす規則を立て標準を定むるの立法と既に立ちたる規則

を既に定まりたる標準に従ひ實際の問題に應用して諸般の事務を執行するの行法と是なり行法又分ちて二となし利害を主として實務を行ふを行政とし是非を主として實事を決するを司法とす即ち其一の法律を事實に施し法律より利益を生せしむる積極的作用をいひ二の法律上より事實の當否を監査し法律を以て害惡を除く消極的作用をいふアリストートル以來右の二者を立法と平衡せしめて之を政治の三位一體 Political Trinity とし沿襲已久しく殆ど政治世界の套論となりたれども元來其性質は於ての特は政務の分任を定めたるに過ぎざると然れども英國の政體を皮相より觀察とれり立法の權、議院と王とを屬し行政の權、王を存し司法の權、判官を在るか如き外見なるか故にモンテスキューの如きは之を誤認して主權の分割となし三權鼎立の説、歐洲を風動して彼立憲政體を隨處に起立せしめたる自由主義となり一時各國政治の基礎を搖撼して幾許の邦家を危くしたるに近世史は通するもの、熟知する所なり此妄説の行とる、今に至りて猶其根を絶たす殊に瑞西獨逸等聯邦政治を行

へる國に於ての中央政府と各邦政府との間主權を分割するの陋説僻見、頗る勢力あり之を投するに各邦の權力を大みせんとするの欲望を以て是に於てか地方分權地方自治を以て中央政府を統一する主權を分割するの義なりと誤認するの妄説猶其勢を保てり然れどもラバンド氏獨逸國法を論して大に主權の統一を主張せしより獨逸各聯邦の學者間に紛々の議論を惹起し其極遂にラ氏の勝利となり主權統一の説已に國法學の定説となれるか如し乃ち歐洲學説の歸する所の我國の唯一君主を仰ぎて大日本國の主權者となせる事實と正に相符合せり而して本條の實は此既存の事實を根據として確むるに此理論を以てしたるものなるへし

本條に國の元首といへるの英佛語に特用の文字なければども獨逸語にて之を *Oberrhaupt* とし入り即ち立法行法(行政司法を兼ねていふ)の長官兵馬の大元帥、一國機關の主腦たるものとして立法行法を統一する唯一主權即ち國家の統治權 *Rights of Sovereignty* を總攬するものなり然れども前にもいへる如く此唯一統治權は分れ

て立法行法の二部となり更に分れて行政司法となるか故に各部皆分職あり主任あり三様の機關を以て三様の官能をなさしめ而して三者の互に相交渉する所又其元首と相交渉する所必ず一定の規程なかるへからず此規程の即ち憲法の定むる所にして唯一統治權を總攬する元首を戴くの邦に憲法を設くるの要あるは是か爲なり抑も憲法の國家の成立組織及び之を構造する諸機關の官能及其相互の交渉を律するものなれば其機關の一たる臣民が永久遵守すべきのみならず又其最要機關たる首腦即ち君主も亦之に依據せざるへからず君主は固より自ら作りたる法律を遵奉するの義務なしと雖も國民をして之に従はしむる所の己も亦之を尊敬し之に依據し之に背戻せざるを以て令徳となさるへからず而して憲法の條規に依りて統治權を行ふは是れ大日本國天皇の立憲國君主たる所以にして此一條の敢て法律上の義務を新創して之を天皇に負はしむるものに非すと雖も亦實は天皇が躬ら之を負ふへしと約束せられたるものなり實は立憲政體の根本を規定せるものなり苟も之なくんば條章幾百を重ねる

東京帝國大學三十一年四月一日一巻也

も獨裁の君主、獨裁の政體たる實を失ふとあらざるへし乃ち本條の憲法七十六條中第一の眼目おして天皇が統治權を總攬すといふは我舊來の國體お本きて西洋國法學者の理論お合ひ其憲法の條規お依りて之を行ふといふは實は彼世界共通の自由主義に依り統治權施行の方法を定めたるものなり

天皇は大日本國の最上位に居り國家の意思行爲を表示する元首にして立法行政司法の大權を悉く統一總攬し而して此大權を行ふには此憲法に定めたる條章規程に依るものなり

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

本條以下の第四條に定めたる憲法の大義を申明するものおして即ち統治權の執行條規ともいふへく主權者と立法行政司法各機關との交渉を示したるものなり
天皇は國の元首たり法律制定の權固より其掌握お存すと雖も之を行ふは立法の分職を專務とする帝國議會兩院の同意賛成を要すると定め玉へるなり即ち第三十

七條ハ「凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス」とあるハ正ニ此條ト相表裏して法律の制定ハ大權天皇ニ存すと雖も亦深く一國人民の意思を重せられ萬機公論ヲ決するの御誓言ト履ませられ萬機の政務を裁決處理するの標準たる法律ハ必ず國民の所存を問ひせられて而して後ニ之を制定し玉ふととなされ帝國議會をして法律議定の職分ニ當らしむるといふべきなり

又茲ニ特ニ注意すべき一事あり君主國の憲法中議會の權力を重くしたるものハ勿論不認可權を君主ニ附して實ニ終局の裁定權を君主ニ存留したるもの（例ヘハ李滯生の如し）ニ在りても其條章ハ立法の權ハ君主ト議會トニ存すと明書せるもの多し是レ議定の事を議院ニ委し裁可の事を君主ニ屬するものニて敢て不可なき如しと雖も其何れハ主体あるかと明にせざるため亦往々彼主權分割の誤解を生ず蓋し裁可ハ終局の制定權ニして取捨の決する所あり乃ち議會ハ之ト議定せしめて決して直ち之を法律とあすと能はず必ず君主の裁可を待つと雖も君主ハ固より議會の議定した

る所を裁可せざるへうらざるの義務あるハ非ず異見あれハ裁可せざるも亦可なり知るへし彼れカ如キ明文を存する憲法と雖も其重を置く所ハ亦君主ニ在り決して裁可權ト議定權ト相平衡して互ニ相下らざるものとなせるハ非ざるを今我憲法ハ於てハ明に此交渉を規定し一切の統治權悉く天皇ニ在る以上の立法の權も固より之を天皇ニ總攬すると勿論なれとも之を執行する方法ハ至りては決して天皇の御意存ハ一任せず必ず帝國議會の同意賛成を要するとせられ以て主權の統一ト立憲の精神ト互ニ相戻らすして相併ハ行とるべきを示されたるなり是レ蓋し各國憲法の無き所ニして我憲法の獨創ニ發とるものと謂ふへし

帝國議會の組織權限ハ第三章以下ニ詳なれば必ずしも言はず協議の二字ハ英語の Consent ニ該當し同意賛成といふの意味ハ過さざるへし

天皇ハ帝國議會の同意賛成を以て其統治權の一部たる法律制定の權を行はせらるへし

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

天皇ハ其統治權の一部たる立法權を行ふハ帝國議會の同意賛成を以てすへきことは前條ノ規定したり然らば則ち帝國議會ニ附して法案を議せしめ或は帝國議會の自ら法案を作りて之を議するハ當リ天皇は如何ニ其立法權を行ふべき乎天皇ハ躬ラ立法權と行はせらるハは立法權の如何なる部分なるか是れ乃ち本條の規定を要する所なり凡そ立法の手續は國々より繁簡自ら異なりと雖も大抵起案、議定、裁可、公布の四段に分るゝものと即ち先づ其法案を作り以て之を評議し決定し議決了れハ之れを裁可して愈ニ確定し茲ニ法律とありて強行の力を生し而して後之を公布するなり而して我憲法ニ依れハ此手續中評議決定を帝國議會の職分とし天皇ハ特ニ之を裁可するとしたるなり

抑も法律ハ制定したるのみおて止むものハ非す必ず之を執行して其生利除害の作用をなさしめざるへからず而して天皇ハ統治權の他の一部なる行政權を行ハんため己ハ制定を了りれたる法律ハ之を執行することを命令せざるへからず執行の命令ハ理論上行法權ハ屬すと雖も公布の命令と連帶して俱ニ法律の裁可ハ伴ハざるへからざる故ハ特ニ裁可の下ニ連書して裁可の効果を明したるよて齊ニ立法行法疆界の混一を嫌ふへうらざるのみならず亦彼統治權の唯一無二あるへき本性を明したるものと謂ふへし余輩ハ特ニ之を分説するハ理義を明にするの便宜あるを以てのみ裁可とい法律ハ強行遵由の力を與ふるものよして英語ハ所謂 Sanction 是ハ法律の制定ニ至重至要なる手續よして法案ハ一變して法律となるハ決して議會の決議を以て足れりとせず必ず天皇の裁可を要す此裁可と以て始めて之と公布し之を執行すへきものとなるとなれば裡面より之といへハ此裁可ハけられハ法案如何ハ帝國議會の協賛と經るも法律となる能ハす是ハ於てハ彼主權統一の意義始めて明かりと謂ふへし各國の憲法ハ於ても多クハ此裁可權を君主ニ與へたれと或ハ國法學理論の明ならざるため或ハ人民の歡心と繋く體面を裝はんため之と明言せとて多クハ裁可と議定

とを平衡し置き互に相下らんと以て立法の大權を分てる如く書做せるの特は國家の
大法たる憲法の体要と得たるものと謂ふべからざるのみならず其衝突の場合に於て
常は物議を生ずるを免れず是に於てか不認可權と稱する消極否定的權利の一套語を
生ぜり

不認可權の各國の憲法は所謂 Veto として彼主權統一の主義明ならず議會の議定と君
主の裁可と相平衡せしめたるよりして生ずる衝突を防ぐため特は之を君主に附與
せる如くいへるものなり而して君主の權力に從ひ斯權の大小同しからず之を大別
して二種となすへし

甲の一時の不認可即ち停止權にして乙の終局の不認可即ち否定權あり一時の不認可
とい一回以上數回と憲法を以て定めたる度數、議會をして評議を盡さしめ最後其度
數の終るまで議院の初の如く堅執し其議決を變せざる時の君主は必ず裁可を與へさ
るべからざる然れども君主、議會の議決せし所は不同意ある時の憲法に定めたる度數

議會をして再三覆議せしむるの間君主の其議決を裁可して法律となすことを停止する
を得へし是れ即ち一時の不認可權なり又君主、議會の決議に不同意なる時の直ち之
を否定し之を裁可して法律とすることを許さざるの權を存するものあり是を終局の不認
可權とす終局の不認可權中彼の一時の不認可權を折衷して一旦の必ず再議に付せし
め然る後不認可を與ふるとしたるものあり共和國の大統領に與へたる不認可權
の此類多し之を要するは立法の大權を君主と議院とに分存せしめて議定と裁可と
を平衡し置く故に彼れか如き衝突を生ずるの懼あり從て此の如き消極的否定的の
套語を生したるのみ

之を生ずるの猶可あり其權利の性質消極的否定的あるか故に議院の決議を重せんと
それの勢、之を行はざるを以て君主の令徳となさざるべからず是に於ては立憲政
体の完美を以て稱する英國の如き國皇に終局の不認可權を有せしめなうら實際の
之を行はざると殆ど二百年の久しき及び其邦人の之うため國皇の令名美德を頌贊

して息ます英國の憲法も心醉せるものと亦附和雷同して徒ら不認可の權を明定し置き従て之を行はざるを令徳とせんとの説を固執するもの多し

然るも我憲法の其消極的否定的の規定をなさずして明ら積極的肯定的の規定をなし天皇の法律を裁可すと明記し其不認可權の如きは始より裁可の二字も存するものたるを示したり是れ一よの統治權の天皇に儼存するを示すと共一よの天皇の法律を裁可するを以て原則とするを明したるものにて統治權の存する以上の之を認可せざるも因より天皇の特權に屬すれども不認可の全く例外にして之を裁可するを原則とするの旨趣、茲に判然たりと謂ふへしされ此不認可權といふ如き不祥なる文字を着け従て之を不要とするの令徳を求めんより寧ろ始より積極的肯定的の文字を用ゐて裁可の原則を明らざるの優れるも如くを殊ら天皇之と親裁欽定し玉へる我憲法も在りての民心を重し玉ふ令徳の程も現れて最も体と得たりといふへし

天皇は法律に裁可を與へて之より有効を證認し之を一般人民に知

らしめ又一般人民をして之より由らしむべき命令を下す

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解

散ヲ命ス

國家統治權の天皇に存するや已む前條も明なり其立法權を行ふも帝國議會の協賛を要すと雖も議會自ら立法の大權を握るも非ざると亦前條も之を説明せり去れど帝國議會に決して彼英國革命時代の長期國會 Long Parliament の如く自ら召集し自ら開議する能はざるものなるや明白にして即ち本條の由て存する所あり

召集 Convoke とは議員を呼び集むるの謂ふして開會の必要準備たるものなり開會 Open とは議事を開始するの謂ふして毎會議會事務の着手をいふ閉會 Close の議事の結了を告ぐるの謂ふして毎會議會事務の完了せるを確認するをいふ又停會 Provoke とは議事の都合又ハ議會の模様より一時議會の事務を停止するの謂ふして一會期間を介する一時の閉會の如きものあり此召集開閉は天皇の特權に存すと雖も其

要項に至りては亦憲法の規定あり第三章中左の條々を参照すへし

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラレヘシ

さて茲に説明を要するハ衆議院の解散なり解散 Disolution といハ議員の任を解キ議會を放散するの謂よて或ハ世襲ふより或ハ勅任ふより就職したる議員を以て組織する貴族院ハ之を施行すると能はず故ふ之を衆議院ハ限りたると勿論の沙汰なり而して解散ハ二種の區別あり

第一ハ定期の解散よして議員の任期(衆議院選舉法第十章第六十六條ハ「議員ノ任期ハ四箇年トス」とあり)滿つれハ各其職を解クさるヘケラス各國の憲法各其年限を異おと雖も大抵少くも三年多くも七年の内ハ一回必ず定期の解散を行ハざるハ衆議院ならず我衆議院とても同様なれハ今の選舉法の存せん限り毎四年ハ定期の解散あることなるヘシ

第二ハ不時の解散ホして最も説明を要するものなり此解散ハ君主國ホていハ下情上意の通達を媒介し共和國ホていハ爲政者の意見と被治者の意思とを調和するの必要手段といふヘクして實ハ英國ハ許多の經驗を費して工夫し得たる妙方案たり選りて議員となるものハ一般代理法の原則たる代人ハ本人の意思を代行すヘシといふある法規ホ違ふヘきものホ非ず撰擧者の信任を得て自己の懷抱を伸ヘ自己の意見を行ふものホこれハ固より直ちハ其人の言論を以て終始人民の意思ありと認むヘきホ非ず去れハ必要の場合ハ一旦之を解散して果して民心猶其人ハ飽ケざるハ人民

の信任猶其人を去らざるや否やを試験するも決して人民の權利を蔑如したるものと謂ふへからず否、人民の已お其議員の所爲お不滿なるも法律お定めたる期限あるう爲お其職任を去らしむる能はざる場合も亦之なしとせず斯る場合お解散してこそ人民の權利も伸暢とるとなれば本條お解散の規程を設けたる所以なるへしさて斯不時の解散にも種々の場合あるへしと雖も其重要あるの二種お止まるへし其一の議會お於て非違ありたる時、其二の天皇お於て必要なりと思料せらるゝ議案の通過を望まざるゝ時はなり例への帝國議會お於て公共の安全を害し若くは憲法及び他の法律お違背するの所爲ありたる時の不時お之を解散して正當お議會の要務を行ふへき新議員を撰擧せしめざるへうらと又其所爲の毫も公安を害せと又法律お違背せずとするも其否決したる議案の在廷の國務大臣の勢力を極盡し又其功益の大あるを確信して起草したるものなるお天皇の裁可の權のみを己お留めらるゝとなれの特にお大臣を信任したれいとして唯た議會の決議を認可せざるまで直ちお其原案お法律

の効力を與ふると能はざるの場合あらん斯る時よの一旦衆議院お解散して其議員を改撰し再び召集開議して彼法案の到底其時の民心お合はざるやを試んと亦爲政の一手段なるへし斯くても猶前議員の再任とるもの多數なるう又の議員其人の替るとも其議決の従前の如くならんお果して如何すべき我憲法おの之お處とる分明の條章おしと雖も一千八百六十六年前の幸國政府の特にお貴族院の議と國王の意見とを以て直ちお兵備擴張案の原案施行をおしたるう如きお全く變例お屬し決して典例とあすへきものお非ざるへし(此變例お就ての更に次條お於て説明とる所あるへし)又此解散の度數も各國別に法定の制限とてのあらされとも大抵再撰の間もかく解散を行ひたる例を聞うされお引續きて兩度解散を行ふとの他國おのなきこと知るべく又國中の民心お瞬間お幾度も變とる筈なけれお引續き兩度の改撰お殊別の人を擧ぐる程信任する所を變するとのあるへしとも思はれず去れお一度改撰を行ひたる上おて彼議案猶可決せざる時の政府の之を回收して反古となすへきお勿論其議案おして國

務大臣か一身の進退を決すへしと思込みて發したるものならんより自ら國民の信任
 なきを認めて辭職するとあるべく天皇も斯る場合にお敢て止め玉いとするとあるへし
 去れど此等の事い先きより先にお涉れるとよて豫め憲法にお規定せべきよ非す時と場合
 とよ應し天皇の御見計に依り處分を下さるべく日本の自ら日本の好典例を作るを望
 むの外なし

左いさりなうら立憲政治と獨裁政治と異なる所の立法にお必ず帝國議會の協賛を要と
 するの一點にお外ならざるり故お其一部而も至要の一部たる衆議院を議員の任期未だ満
 たざるお解散せんと非常の大事件といひさるへうらす大事件あれいこそ其容易お起
 るへさるとよ非と又其容易お起らざらんことを期し豫め先きの先まてを測りて憲法よ細
 密ある明文の規定とせざるものあらざるとされ乃ち解者り擧げたる不時解散の種類
 とて必ず我帝國議會にお適用すへきものなるや否やを知らず若し之を適用すへしとせ
 り其公安を害し法律よ違へると認むる場合と非常の重要なりと認めたる法案を修正

又い否決せる場合とを論せず國務大臣の執奏必ず慎重と加へ天皇をして此解散の勅
 命を發し玉ふよ至らしむるまでい非常の注意を以て觀察を下し思考を費さるへ
 からす天皇親ら之を發するの場合い據なければも大臣の執奏お依るの場合殊も大臣
 か其自らはありとする意見を行いんとするう爲よ解散を執奏して勅命を乞ふの場合
 よ於てい大臣も亦自ら其議案と共お進退とるの覺悟をおさるへうらす自ら覺悟を
 定めて之を貫うんとする程の大議案(遠うらさる例を擧ぐれとツラッドストーン氏お
 愛蘭自治案を斷行せんとして議院解散を執奏し遂お之を以て自ら進退を決したるか
 如し)よ非されは決して衆議院解散の勅命を乞ふとあらざるべく好し乞ひたりとす
 るも天皇は之を聽納し玉はさると令徳とせさるへうらす此等は議院典例の肝腎なる
 部分おれば我邦お好慣を養はんことを望み義解を下す序お卑見を陳するのみ
 斯く容易おらざる處分なれば憲法にも亦特別の規程を設け前よ掲けたるか如く第四
 十四條を以て衆議院解散を命せられたる時の帝國議會の全体完備せさるう故お其一

部たる貴族院も亦同時に停會せらるへしと定め又斯立法必要の機關を一日も組織せずお放棄すへきお非ず去れぬ憲法も再撰召集の期日を確定して之を第三章第十四條お明記したり其文は曰く

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ撰擧セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

天皇は勅命を下して帝國議會の議員を召集し其議事の開始、終結、停止をかし及び帝國議會の一部たる衆議院議員の職を悉皆解除し散歸せしむ

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅命ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ

承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

法律は帝國議會の協賛を経るお非されは成立する能はさると大日本帝國憲法の一大眼目たり然れども天下の事は變化百出端倪すへきお非し人事此の如きお更お天災地妖の遁るへくらざるを以てす機も臨み變お應し之り救濟の道を講し之り法律を設くるの已むを得ざるお逼るぬ何れの日、何れの時お發するを豫期すへくらす去れとて帝國議會の會期にぬ限あり一年中間斷なく之を召集し置くへきおあらざるぬ憲法之を明し經濟の理亦之か後援たり則ち立法上必ず別お機變お應し權道を行ふの方法ありるへからざるなり

其第一の方法ぬ臨時會の召集なり是も事体の重大あるもの又其施設お時日を費すの猶豫あるものお在りては誠お申分なき妙案なるへしと雖も一髮瞬息の機先を争ふ事又其事の性質お於てぬ如何お決するとも格別臣民の權利義務お消長なく又何人をし

て議せしむるも其決する所は於ての方向大抵同一なるべきと明白あるもの、如き必
 ずしも一々臨時に議會を召集するの要あらざるへし是は於て第二の方法あり
 第二の方法は天皇の議會の職分を己に執り假し躬ら立法の事を行はせらるゝと
 て假令權道なれりとして同しく立法權の施行に屬するものなれり天皇を除きて他は之
 を行ふべきものあるを見せ去れり天皇は此臨機の處分を行はせらるゝに至當の理
 あり

然れども己に法律といへり必ず帝國議會の協賛を経べきと勿論なれり如何に權變
 處する緊急の必要は出てたりとはいへ帝國議會の協賛なきものを決して之を法律
 といふへりらす去れば勿論勅令として之を發し之を法律といふなきは唯た其執行の効
 力を法律と均しくしたるとなり

抑も帝國議會の協賛を待たずして法律と同じき効力ある勅令を發するは實に己むと
 得ざるに於て出づる權宜の處分なれり其濫用あるへりらざるに勿論なれども憲法に於て

之の規定をなさしめり折角の立憲政治も其實獨裁政治に異ならざる有様に至るも亦
 知るへりらと是は於て我大日本帝國憲法の第一に其目的を明しして其場合の制限
 を定め第二に其効力の限度を示したり

第一 我憲法の此臨機の處分を二個の目的に限り公共の安全を保持する爲、及び其
 災厄を避くる爲に此法律同様の勅令を發すべしと定めたりたとへば戰亂暴お興りた
 る時の如き饑饉疫癘水火震災に遭ひたる時の如き一に一般人民の安全を保持せん
 爲、一に一般人民の災厄を免れしめん爲に臨機の制置をなし而して此制置をして法
 律同様の効力あらしむることとあしたるあり已に此二個の目的を明定したる以上は例
 令其制置は國家を利し人民を益するものありとも苟も此目的の範圍に入らざる限に
 決して勅令を以て法律と同じき規定を與ふることありべきや明あり

且又茲に注意すべきに此等權宜の處分は必ず退守的消極的受動的の施設に限るを國
 法學の常規とするところあり何とされは必要なるものにして進取放任自ら之に當るの

場合を謂ふに非と誠と止むを得ずして之を爲さざるべからざるの場合をいふなり
 去れの如何も國利民福を進むるの妙案なりとて之を進むるは決して必要を發すとい
 ふべからず進めざるも國家人民の生存安全は猶之を保維せしむべきを以てなり然れども
 干戈端々開き水旱時ならざる如きは是れ誠と止むべからざるものにして之を打捨
 置ききは國家人民の存亡生死を關係するものなれば之を處するの方案こそ眞所謂
 必要なるものなれ而して公共の安全を保持すといふも公共の災厄を避くるといふも
 皆決して進取的積極的自動的のものならず非ず要するも止むを得ざるも逼りて之に應じ
 る退守的消極的受動的のものたるのみ

第二 たとひ緊急の必要を由りて止むを得ず權宜の處分を出てたりとするも權宜の
 權宜なり權道は權道なり則ち帝國議會の協賛を経へき法律を代らしむる爲、權道を
 以て發したる勅令の帝國議會の開くと共之を經常の立法手續を引戻し更も其効力
 を確めざるべからず從來權道に由りて成立ちたるものあれば其法律たるの効力も全

く一時假定のものにして更に手續を経て其法律も異ならざるを確めされり其効力の
 決して永久固定のものたるを得ざるべし而して法律議定の職分の帝國議會も屬し法
 律の必も其協賛を要するも我憲法の原則なれば一たひ緊急の必要を應じて法律を代
 用する勅令を發し已に之を執行したるの後と雖も苟も帝國議會を再開せしむる直ち
 之を提出して其承認を求めざるべからず若し議會も於て承諾すれば其効力の永久固
 定あると玆も始めて確認せられ其勅令の永く法律と同じく行はるべし若し議會も於
 て之を承諾せされり將來法律たるの効力を失ふ而して政府の之を失ひたる旨を公布
 せざるべからず蓋此法文の實も權道に出て、法律を代用したる勅令の効力を制限す
 るものにて立憲制の通義たり我憲法の一大要義たる法律の必も議會の協賛を要すと
 の原則として十分に行はれしめんべし此條文決して欠くべからざるなり

此承諾 *Approval* を議會も進求する一事の英國の憲法を初として大陸各國の憲法
 もも皆存せざるなく多くは此追認を目して補償法 *Act of Indemnity* ともいふなり然れど

も此補償 Indemnity なる語はマイセイ氏の解釋する如く不法の所爲を認めて適法なりとするを Legalisation of Illegal Acts として法律を定めたる手續を履ますして決行したる所爲を事後の成績を按して之を是認し適法かりとするの謂なれば我憲法の如く已に本條の規定をなして明認したるもの天皇の緊急の場合に法律を代るべき勅令を發し玉ふ大權を明認したるものみ有りては天皇臨機の所爲に全く已に適法のものたり已に適法のものたる上は帝國議會の承諾唯當時果して之を發するの必要ありしや否やを檢視し從て其將來永久の効力と存すべきや否やと吟味するを止まるものありて之を補償といふの主權なき議會を向て認可を求むるに似て頗る穩當ならずさて茲に最も注意せざるべからざるは彼勅令の効力あり此勅令は前にも反覆陳説したる如く權宜の處分を出てたる一時假設の法律的命令に過ぎざれば去れり其効力も一時に限定せられ決して永久鞏固の執行力を有するものも非ざると勿論にして從て帝國議會の承諾を受け更に其効力を確認するの必要あるものなり然れども國民の遵由す

へき義務は法律と命令とより固より差別あるべきに非ず而して一事法律に代用とへき勅令の亦固より法律と同視すべきものあるや論を待たず件の勅令の實は憲法の本條に明定する天皇の特權に依り發せらるべきものなれば權道を出てたりとて假設代用の性質ありとて其行ゆる間の効力の儼然として法律と異なる所あるべからず然れども帝國議會を提出して其檢視を附したる上よて其承諾なきときは其時よりして効力を失ふは亦憲法の明定する所なり即ち此効力の生ずるも憲法に依り其滅するも亦憲法に依る憲法能く効力を生し又能く之を滅す決して他の法令勢力に依るに非ず去れば其始に効力を得たるは天皇の統治權に由るに非ずして憲法本條の規定に在り後にも其効力を失ふに帝國議會の立法參與權に由るに非ずして亦憲法本條の規定に在り而して其効力を失ふに將來に止まるといふも亦憲法本條の規定する所にして議會の承諾ありしとして其既往に溯りて効力を消滅せしむるべきに亦憲法本條の規定する所なるを是れ亦決して遺忘すべからざるなり

果して右に述ぶるか如くなれば此天皇權の容易に施行すべからざると亦推して知るべし各國何れの憲法亦ても大抵此成文法の此慣行なきものべからざると共之と實行したることの亦決して頻繁なるものべからず純然たる本條の例の該らされども前條及び本條に涉り殊に彼補償法に關係して近世史に最も著名なる一千八百六十六年の前李國政府の斷行したる政略なり當時ビスマルク公の澳國と開戦せるの止むべからざるを先見し兵備擴張案を衆議院に提出したる衆議院の大之を反對し遂之を否決したるをビ公の李王は奏問して貴族院の議を採り斷然原案を施行するべししたり是れ於てか一時物論騒然として興り當時皇太子たりしフリードリヒ親王の如きは屢ば父皇に抗疏して議院の決を重せざるの非を諫めしうとも父皇の之を聽納れ玉いす三年間原案を施行するの方針を定めたるを果して李澳の大戦あり兩國が獨逸の盟主たる地位の定まるべき必死の争闘も遂にコエーニヒグレッツの役を以て勝敗一決し李軍の歡呼して凱旋したりしうの政府は彼原案施行補償法案を衆議院に下附し

たるは戰勝の偉功の政府の先見と證明したる矢先かれの忠勇國に許す李國人民の常として一も二もなく之と可決し李國政府は憲法の條文を違背し貴族院の議のみを採て原案を施行したる不法の所爲も全く適法のものとなりぬ此一例は議院閉會の場合に處したる權道にもあらず從て戰の畢るまでの議院の檢視にも附せざりしとなれば固より本條の例に該るものも非ず實と立憲政の國多き中よいとく珍しき例外の例かれとビ公其人の如き不世出の人傑を待ちて始めて行ふことを得へし後の政治家たるもの唯た其事迹の愉快あるを視て英雄苦心經營の慘澹なるを知らず漫に鵜の眞似をかさんとする如くんは適に國法を蔑如し人民の權利を凌辱するの罪過に陥らんのみ扱此本條の規定したる天皇權施行の如きは決して之と以て例すべきも非と雖も其憲法の原則よりいへば元來稍々例外に屬すべきものあるか故より之を利用を慎むとは恰も正宗の刀を用ふる如くならざるべからず殺人の刀を即ち活人の劍たり其銳利無双の鋒又は或と自ら傷くるの場合なきを保たす是れ解者に法理上其効力法律よ

異ならざると覆説すると共、又政理上其利用を慎むべしと戒言せる所以なり

天皇は社會人民一般の安全を保ち又は一般に罹る水火疫癘其他の災難を避くるため猶豫すべからざる至急の場合に逼り帝國議會は恰も閉會中よて之に議案を下附し討議せしむる能はず又臨時召集を命ずの時日あらざる時に於て法律に代用すべき勅令を發す

然れども此の勅令は定期の時日到期して帝國議會の開くや否や直ちに之を提出して議事し附すべく議會之を賛成して其實に止むを得ざる處分なりことを認むれば猶法律たるの効力を繼續すれども若し議會之を承認せざる時を既往に溯りて効力を失ふことなると雖も將來に向ては其効力を失ふべき旨政府より之を公布すべし

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

天皇を以て行政首長とするは立憲君政の通義あり乃ち統治權を總攬し玉ふ我天皇に於ても行政權の施行を之一に其掌握を存し置りれ立法權の如く必ず帝國議會の同意承諾を経るを要せずして之を執行せらるべし蓋し機に應じ變ふ處を敏活專要の行政に彼人民の權利義務其他國家の組織生存に關する普通大体の立法事務と全く其手續を異ふすべく立法は之を鄭重にして能く國家の意思を表示せんと期するを第一とすれとも行法は唯た法律の運用活動をなさしむるとなれば法律の眞意を誤らんと其指示する方向を違へざる限に敏給を求めざるべからず是れ一般の政理に於て立法を合議體機關の決定若くは參與に任せ行法を獨裁體機關の處理に任ずる所以にして我憲法も此理論に據り行法の大權を至尊の掌握を存したるなるべし

さて此大權を行いせらるゝは付ては其施行の任を受けて其責を負ふ各部の官吏に對し又人民一般に對して必要なる命令を發せざるべからず或は御名を親署して之を發し或は官吏に委任するは其各部の職權を以てして行政的命令を發せしむ何れよしとも命令なくして行はるべきは非ず是は於ては本條の規定あり

抑も此命令なるもの法律を執行するのみ必要なるもの非ず社會公衆の安寧を保ち秩序を維持する爲も臣民一般の幸福を増進する爲も亦甚だ必要なり而して此命令は統治の大權を有する天皇を置きて他は之を發し若くは之を發せんことを命ずるを得るものあるべからず是は於ては天皇の行法權施行の外又公安公益の保持増進の爲も本條の規定をきし必要な場合のみ法律執行の外も天皇の命令を發し又の發せしむることとなしたるなり

命令なるもの單に法律執行の爲のみ發するものからんべし勿論法律の範圍を出つると能はざるや判然たりと雖も公安保持の爲、將た公益増進の爲も亦之を發せざるべからず是は於ては法律と命令との關係を明かせざるべからず

法律と命令との間は國法學者も頗る嚴密なる境界を設くるも苦む所にして概していへど一般に涉る規定を法律とし局部に止まるもの若くは各個の問題に屬するものを命令とするか如し然れども此區別の決して完全ならず各國の例を按ずるに一般に涉るの命令、各個を規定するの法律亦勘うらざるべし若し其出處を論せし議院の議決を経て發布せるものを法律とし直ちに行政府より發するものを命令とするに相違なきも果して何を標準として其立法行政兩權中孰れに屬すべきやを判定せん殊に君主國に於ては立法の權も多くの君主に主率するか故に二者の發する所其源委を分たす從て又相混同し易きの懼ありとせす

二者若し相混同して區別せざるべからず君主の隨意に命令を以て臣民の權利義務を左右するとなしとせず是れ君主の特權を以て人民立法參與の權を侵すものにして首憲政體の本旨に背反するの甚しきものあり是は於ては各國の憲法、大概其正條を立

し其法律にて規定すべき事項を確定し其外を以て命令を以て規定すべき範圍となせり蓋し肯定的より其一の範圍を定められ其二の範圍の自ら否定的に決定されるものあり先づ其大体を渉り法律の規定に屬すべき事項を定むると頗る体要を得たりと謂ふべし

我憲法も亦此の如くおして法律と命令との限界を定めたと各條お就て見るを得べし試み之を列擧せられ特別官吏の官制俸給(第一章第十條)戒嚴の要件及効力(全第十五條)日本臣民たるの要件(第二章第十八條)文武官任用及び公務就職の資格(全第十九條)兵役の義務(全第二十條)納税の義務(全第二十一條)居住及移轉自由の範圍(全第二十二條)逮捕監禁審問處罰の方法(全第二十三條)適法の裁判官(全第二十四條)住所侵入家宅搜索の場合(全第二十五條)信書の秘密を侵す場合(全第二十六條)公益の爲、所有權を侵すの處分(全第二十七條)言論著作印行集會及結社自由の範圍(同第二十九條)裁判所の構成(第五章第五十七條)裁判官任用の資格及び其懲戒の條規

(同第五十八條)對審公開を停むるの場合(同第五十九條)特別裁判所の管轄を屬すべき事件(同第六十條)行政裁判所の組織及び職權(同第六十一條)租税の新課及び税率の變更(第六章第六十二條)現行租税の改更(第六十三條)會計検査院の組織及び職權(同第七十二條)等おして何れも臣民の權利義務と大關係を有し若くは國家の重要機關に關する事項あり而して此事項の外は皆命令を以て規定するを得べく此命令とても前にお擧げたる公安保持、公益増進の目的を以て發するに限れるに本條も規定せる如し去れの苟も萬全中の萬全を求めんよの李國の如く此命令を一切議會の檢視を付するを要すべしと雖も斯くては統治權を總攬する天皇の議會の檢視を受くるの嫌あるのみならず其目的おして已に限る所あり其範圍おして亦限る所ありの檢視を付するの類を取らされいとして決して臣民の權利義務にお大碍を來すとあらざるべし然れども其之と慎重すべきの亦稍、前條の勅令と趣を同じくするものあり彼目的を達するの見込確實なる場合も非されい容易に之を發せられざると勿論なるべし

さて此命令の彼の法律執行の爲よするものと共決して法律に代用すべきもの非
 と去れば其効力も亦法律と同一ならずして其臣民に對する執行遵由の方は曾て徑庭
 わらざと雖も前法の後法を以て廢せらるゝの原則の彼此一併之を應用すへからず
 是れ本條の命令を以て法律を變更する能はざると定めたる所以にして亦實に臣民
 權利の侵害と立法參與權の凌蔑とを防ぐの一端たり又一方より之を視れば議會の命
 令を檢視するを要せざる一條件とも視るべし如何となれば議會の檢視の決して其眞
 成に公安保持公益増進の目的を出てたるや否やを檢視するに非ず乃ち其法律に牴觸
 するとなさや否やを檢視するものあれば本條の法律を變更するを得ずと規定したる
 上の命令の法律と矛盾すれば其点だけ無効に屬すべきや勿論あり即ち檢視せしと雖
 も自然其効力を喪ふべきや知るべきのみ

法律と命令とい英語の Law 又て Statute と Ordinance とに該當するものなり

又此に注意せざるべからざるに本條の命令と前條の命令との區別にして其名相同し

と雖も其實相異なり即ち前條の命令の臨時に處するの權道にして本條の命令の平時
 に處するの常道たり前條の命令の立法的あり本條の命令の行法的あり前條の命令の
 法律と同一の効力を有し本條の命令の法律を變更する能はず之と抵觸する能はざる
 ものあり

天皇は帝國議會の同意承諾を以て制定し玉へる法律を執行する
 爲に必要ある命令を發し又は法律執行の爲に非ずとも社會衆庶
 一般の安全と秩序とを保ち并に帝國一般臣民の幸福を増加し進
 捗する爲に同一く必要ある命令を發し玉ふべし此等の命令の
 必ずしも親ら發し玉ふに限らず夫々の職權を與へ玉へる臣僚官
 衙に仰せて之を發せしめ玉ふてあるべし然れども此命令の前條
 に擧げたる勅令の如く法律に代るべきものに非ず從て之を以て
 既定既存の法律を變改するを得ざるものなり

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此憲法又ハ他法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル

本條も亦君主を以て行政首長とする立憲君政の一原則より來りたるものあり天皇已
 ゝ行政首長たれハ其權限を行ふハ爲ハ部局を置き衙署を設け其各個の組織權限、其
 相互の關係等を規定せざるへからず若し立法權の之ハ混とるありて從て帝國議會の
 協賛を要とるととなれハ脈路一貫せど血液流通せど神經聯繫せず四肢ハ四肢たけハ
 働き首腦ハ孤立とるか如きハ至るの弊も亦之をせしとせず國家全体ハ渉る百年の長計
 を定め又全体ハ渉る肝要の規程を立つる立法事務ハ於てハ股肱ハ元首と互ハ相應し
 互に力を致して之を討議し之ヲ決定せざるへうらす立法ハ於ける元首の作用ハ彼行
 政司法等と統一を保ち且國家の意思を代表せしむるハ在りて此職分たハ誤らざる以
 上ハ其他ハ股肱耳目の各自ハ運動するハ任するも可なりと雖も行政ハ一髮の機を爭

ひ一瞬の時を競ハ駿速捷快ハして而も肯綮を誤らざるを期すへきものあるハ故ハ目
 迎ハ心應シ擊てハ響くの快速ある機關ハ由るハ非されハ充分の運用をなし充分の成
 績を収むる能ハとは是ハ於てハ立法体の機關帝國議會の組織ハ之を憲法議院法等の規
 定ハ任せ敢て天皇の敕慮のみハ任せて更改とるとなしと雖も行政の機關たる行政府
 各部の官制ハ至りてハ一切天皇の敕慮ハ存するととし以て其四肢百骸脈路貫通互
 ハ相呼應して其職分を全くするの仕組を立てたるなり

官制已ハ天皇の定め玉ふ所なり其人を擧ぐるハ於ても免とるハ於ても又之ハ俸給を
 與ふるハ於ても亦皆之を天皇の大權ハ存するを適當とすへし然らすんハ彼四肢呼應
 して首腦の使令ハ供するの用亦空しからんのみ是ハ於てハ俸給任免も亦天皇權に屬
 せざるへうらす而して茲ハ文武官といふハ國家の事務ハ預る一切の官吏をいハ便宜
 ハよど文武一併ハ書連ねたれども其根理を推し時ハ行政官ハ前ハ述へたる次第ハ因
 ると雖も武官ハ本章第十一條第十二條ハ規定する立憲國君主の海陸軍統帥權及ハ軍

制編定權は基き之り俸給を定め任免をなすの特權を天皇は存するの必要あるとある
へし

さて官制の事の全く行政權施行の便宜を根本として之を天皇權に存せしめたるとな
るへしと雖も任免を天皇權に存するに至りては又大に政理上の源由あり

行政の第一義は公益の二字を以て之を盡すへし公益は一個人民の私利に非ず亦一部
人民の私益に非ず博く涉り普く及ぶ利益をいふとなれり之を掌理する官吏は尤も公
平を以て其道義上第一の資格とあさるへうらす然るも若し之は立法權の容喙と許
さう如くんは其弊將た何の至る所を行政權の掌理に就き最も懼るべきは政黨紛争の
分子を擁入するともある

多數の勢力の意見を合議体を行ふに欠くへうらざるものにして立法は合議体の機關
を有する國は限り未だ曾て政黨の起らざる者あるを聞かす已に政黨の起るべし其
争ふ所は必ず立法体其物の中のみ局せず如何なる方法に依り如何なる手段を運
らしても自黨の勢力を張り以て他黨を壓せんとするに至るへし是は於て其紛争の
餘波は處々を起伏し往々行政權の部内に入るとあり其最も著しき例を擧ぐれば北米
合衆國の如し大統領更迭して其變動幸ひ同黨同派の中は止まれり可なり若し同黨は
非ず或は同黨なれとも臭味頗る異なるもの代り出づるは於ては政府の官吏は大半之
と共に更迭し殊に異黨相代るる如きは郵便局の小吏までも一掃して改任すると其恒
例たりガーフィールド氏の如きクリヴァランド氏の如き皆斯弊を矯むるの志ありし
と雖も皆遂に行はれず合衆國の政務は大統領の任期毎に停滯し新任の吏僚は其職
に熟するに至れり免職の定期已に近し此の如き事体の立憲政治の尤も避けざるへか
らざる所なり

茲は一種微妙の仕組あり其初め英國に發達して漸く歐洲の大陸に及び一時頗る其勢
を得て或は誤て是を萬國共通の制なれと稱讃せらるゝまでに至れるものあり何そや
政黨内閣の制是なり此制は依る時の内閣大臣次官其他政務の樞機に參する要職を帶

ふるものと政務官とし其他の吏員を事務官とし所謂政務官の政黨の勝敗と共に更迭し其黨敗を議院に取れり君主に必ず之を免黜して勝ちたる黨員を以て之に代らしめ而して事務官の平素政黨に加入し政治の事に関與すると得ず亦勿論議員となることを得ざるとし従て政務官の更迭は關せず依然として其職を止まり其位置を維持し相も換らず諸般の事務を取扱ひ官吏を以て終生の常職とするなり

此仕組は頗る行政機關の發達したるものと謂ふべく殊に立法の事を行ふに關し議會の權力を重くしたる邦に在りては立法權と行政權との衝突を防ぎ圓滑ある關係を保ちて彼此相提携し以て國家の政務を料理するに最も適當なる制置あり然れども種々の必要條件を具存して而して後より始めて其實行を見るべきものにて強て之を學び之と移用せんとするも到底其功あるべからず決して直ちに之を我邦に應用する能はざるものなり此仕組の利害及び如何なる條件を存すべし行はるべきや就ては解者大に宿論あり曾て一たび之を某雜誌に載せたるにあり又將來更ふ之を詳述するの機會

あるべしと雖も茲に其要なけれは之を略し唯だ政黨内閣の制を以て圓滑ある首要行政官の更迭を行はんとすべし其君主、主權者も非と又自ら行政權を行はせられざる

と(一)其國外交政を要せざる中立國たる(二)國中の政黨は大別して二とあり第一三黨の力を以て其勢力を左右する能はざると(三)國家の基礎大に定まりて各黨見解の異なる所、政治の大本を動かすに在らざると(四)等の條件を具存するを要し此條件あして具はらされり其制決して行はるべからず而して其第一の條件の如きは我邦の決して具ふる能はざるものと附記するを以て足れりとすへし

文武官吏の任免といへは内閣大臣を初として各廳の屬官に至るまで皆包括せざるはあきなり勿論あり而して此任免の亦決して天皇の好惡に任せてあし玉ふものも非と必と一定の紀律を設け其標準と示さるべきや勿論なり内閣大臣の我憲法第四章第五十五條も「天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」と規定しおれの次第よりては政務の責任よりして辭職する場合もあるべく又天皇より免黜する場合もあるべし其他一般に渉る

服務紀律に具したる制裁は固より之を受けざるへうらすと雖も國務大臣たるものは衆望を由りて進退するの覺悟をなし天皇も亦民心を重して成るべく之を副ふべき任免を命ぜられんとを令徳とせらるゝの政黨内閣の制を用ゐると否とも關せず立憲政普通の大主義あるへし而して内閣大臣も亦固より行政官たるは相違なければ自ら政黨の外より立ち公平の施政を以て平素の責任となし衆望を背けば罪を引て自ら退くを以て政黨内閣の制なき國の常例となすへし但し動うとへからざるは本條も規定する如く其任免を裁決するの大權を天皇も存留するの一事のみ夫れ行政各部官制、文武官の俸給及其任免一は之を天皇の大權も存するもの前も述べたる如し然れども其管掌する所國民の權利義務も關すると大なるものに至りては亦決して之を天皇の叡慮のみ任せず特例と憲法及び法律も設け之を限りては各其條項の規定も任とるといふなされたるなるへし今憲法中も特例を設けたるものを擧ぐれば

第一 裁判官の任免(第五章第五十八條)

第二 會計検査院の組織及職權(第六章第七十二條)

よて憲法の法律を以て裁判官任用の資格と其懲戒の條規とを定めるとし又法律を以て會計検査院の組織職權と定めるとせられたるのみあれは其精密なる條項の法律もて定めらるへし

一般行政官の任免とて服務紀律、懲戒例を設けて之を行はるへく決して天皇の好惡も任せ玉ふとあるへうらざるは勿論の義ありと雖も彼れも在りては帝國議會の協賛を待たせ直ちも命令を發して之を定めらるへく此れも在りては帝國議會の承諾を得て法律と命じたる上任免の例規ととの差違あり

猶茲も注意せざるへうらざるとあり此特例を示したるは懲戒例其他任免の例規を定むるは單に叡慮のみ發する命令も由らば必と法律も由ると明ましたるまでて天皇も存する一般任免の大權は決して之も由りて動かすへきは非す即ち裁判官の任免

は法律の條規に遵ふへしと雖も此法律を執行して任免を決するは實に天皇の權に存するに本條の精神あり

又官制俸給は大に國家の歲計に關するものなれども歲計豫算は已に帝國議會の協賛を待ちて決定すべきものなるに故に其範圍内は於て俸給及び官衙の費用を支辨すべきこと勿論なれば此點に於て皇權の濫用を憂ふるは要なきのみ

天皇は其行政權を執行し玉ふため各部局を置き其組織及び權限等を定め玉ひ又行政其他一切の文官及び軍務に服する諸武官の俸給を定め并に文武官の任命免黜を下命し玉ふ但し司法官其他特別の例を以て任免すべき規程の此の憲法又は他の法律に明定しあるものは各々其の條項に従ひ之を行はるへし

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

陸海軍の運動に必要欠くべからざるに其元帥なり號令指麾之より出て賞罰黜陟之より

り出て服從の義務之に對て滙聚し之に對て統一す故に帥必と元帥なかるべからず元帥必す一定不動ならざるべからず中正不偏ならざるべからず然らずんば衆心歸一する所を知らずして其適從する所を迷ひ愛憎恩怨の私を結ひて國家の威力或は統一する所を失はんとす

兵力の政理上國家の自衛力といふべきものにして平素之を以て外侮を防ぎ内讎を固くし隣邦野心を抱くも之をわれに我虚を乘する能はず國中平和を擾らんとするの匪徒あるも之をわれに懼れて敢て發する能はず乃ち社會の現今の有様を以てあらん限の内に向て國家の秩序を保障し外に對して國家の生存を維持するの方、必ず之を兵備に求めざるべからず是に於てか陸海軍の用あり國家兵力の由りて存するの理此の如し即ち陸海軍の元帥の外に對しては國家を代表し内に向ては各政黨の上に立ち各級各種民族の上に出で一視同仁萬衆仰て以て慈父とせよ天皇ならざるべからざるや明なり若し夫れ日本國の兵として一黨一族の私有となり干城の器に徒に私闘の具となるべし

如くんは是れ適ま秩序を保つ功を没して秩序を紊るの用をなさぬのみ亦何の兵備
 お取る所を泰西の立憲政諸國に何れも其君主を以て兵馬の元帥とするに全く之が爲
 おて我日本の如き兵權を天皇お存すると神武天皇以來の遺制たり後世王朝の衰ふる
 武門武士なるもの興り兵權從て下お移りたりと雖も所謂征夷大將軍の名號に亦天皇
 の與へ玉ふ所として錦旗節刀を賜りて出陣する故例に徳川氏に至りても猶行はれ
 たり我國体は於ても固より天皇を以て陸海軍の大督となさるへうらざるや亦昭
 々たり

抑も立法參與の權國民お存するの邦お於て其海陸軍と政黨の外お獨立せしむるの急
 要なるに固より論を待たず從て天皇の統帥權を必要とせざるへき前お述べたるか如し
 と雖も同じく天皇の親ら管掌し玉ふ行政府とも又劃然たる區別を立てざるへうらす
 例への徴兵事務の如き海陸戦具被服装具軍馬供給の如きと全く行政府の管理に屬し
 陸海軍大臣其他關係國務大臣の指揮監督お任すべしと雖も軍機軍略作戰進退より國

防の大計を參畫するに至りては直ちお命を天皇お仰き天皇の參軍、以下國家の參謀
 官たるものお下して其議をなさしめ以て戰鬥防守の策を定め玉ふへし將校士卒たる
 ももの進退運動の事お於ては毫も命を行政官たる陸海軍大臣お受くる所あるへから
 す必ず大元帥たる天皇若くは天皇より委任されたる指揮官の命令お服すべきのみ是
 お於ては特にお本條の規定あり我日本帝國の陸海軍に固より立法部たる帝國議會の陸
 海軍お非ず亦行政府たる内閣の陸海軍に非ず乃ち大日本帝國の陸海軍おして其統帥
 の權に實にお大日本帝國の主權者たる天皇お存すると本條の精神おとる所なり
 統帥といふ之を Command とし以て節制訓練進退掛引と總括して之をいふなり而して此
 統帥權の天皇お存するを爲、天皇の安んずる人民お兵役の義務を負はしめ玉ふとなさる
 憲法第二章第二十條にお日本臣民は法律に定まる所を從て兵役の義務お有すとある
 おて明かり又安んずる戰爭を開くとなきも會計參與權の帝國議會お存するわれに亦懸念
 なるるへきあり

天皇ハ我大日本帝國陸軍及び其海軍の大元帥として之を統率し玉ひ一切の號令を發し玉ふへし

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

本條ハ前條と相聯繫すれども其政理上の意味大ニ異なり前條の統帥權ハ一種特有の皇權なれども本條の皇權ハ全く行政權の一部たるニ過さず軍師旅團各隊衛戍並ニ艦隊の編制 Organisation 及鎮守府の配置の如き皆軍事行政ニ屬するものにして平時國家の常備たるべき兵員の數を定むるも亦要急を見計ひての處分なれり同じく軍事行政に屬す(常備兵は各國概ね現役兵及び豫備役兵の二種ニ分つを常とし我徵兵令も亦之を區別せり二者の差違ハ平時營中ニ留め置くに散歸して定期の點呼召集となすことニ存し之を併せて國家平常の防禦力とす即ち常備兵是なり)

此行政權中編制の方ハ立憲國皆之と君主ニ存し陸海軍大臣の責任を以て之を行ふとせしめられたれども常備兵額ニ至りてハ純然たる行政權ニ屬せしめず立法的會計と連帶して之を立法事務ニ係け從て議會の協賛を要するとせざるもの多し蓋し常備兵衆の多寡ハ直接ニ國庫の歳出入大關係あるのみならず若干の壯丁を生活世界より奪ひ之をして姑く非生産的勞力ニ服せしむるとかれハ間接ニ又一國生産力の消長も影響を及ぼすべく苟も其充分完全ならんと求むれば從て其手續を丁寧にし之を議會の議ニ附すると固より當然あるべし然れども議會已に歲計の議ニ參し之と論決する上は君主如何ニ兵衆を増さんと欲したれば到底歲計豫算外ニ超逸するの大費を用ふべからざる而して實際の便宜ハ之を君主の特權ニ委ね國防參議員其他兵事ニ鍛鍊するものをして賛畫せしむると亦策の得たるものと謂ふべし是ハ於てハ葡萄牙の如きハ之を其君權中ニ留存せり我國ハ於てハ祖宗以來兵馬の大權を以て君主統治權中の首要なるものとせられたれば本憲法を制定せらるゝハ於ても亦此權を存留して天皇權の一ニ置られたるあるべし

又特ニ之を常備兵額としたるより自ら其理由あり戰時の兵額ハ固より統帥の大權ニ

より彼我の形勢と勝敗の活械とを應し議會の協賛を要せずして君主の之を裁定すへきと各國槩ね其揆を一ふし英國を除くの外苟も憲法あるの國も曾て異義なき所をこれの我憲法も於ても之と第十一條の文義中も含蓄せしめたるなるへし而して各國の實例を按とるも常備兵増加案の大抵已むを得ざるも遍りて始めて發とるものなれば無事は會議を通過せざりしと幾と希なり其最も著しく人の耳目も存するの去年二月六日獨逸政府が其帝國議會も下附しよる議案もして當日ビスマルク公の演説及議員一同各政黨の區別を問はず滿場一致を以て之を可決したる事實の世人の熟知する所なり

天皇は大日本帝國陸軍の軍師旅團各隊衛戍等一切の編制並に同海軍艦隊鎮守府等一切の編制を定め玉ひ又平時の國防に供ずへき常備兵の額數を定め玉ふ

第十二條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

本條の専ら外交政略の關とるものなり外交の事の國家政務の一大要項にして亦固より行政權に屬すへきものなりと雖も其事体の重大なるより外交談判の結果を以て國家の法律を左右する場合亦尠しとせず是も於て各國概ね其憲法中も特別の規定をなさざるものありし我憲法の本條を設けたるも蓋し亦同一の理由も出てたるなるへし

外交と國家行政中最も重要なものにして深く其性質を究むる時の之を行政の中にのみ局すへりらず行政の法律の範圍内も於て公安を保ち公益を進むるの方法なれども外交に至りては前よりいへる如く往々其國法律の範圍外も出て外に對する交際談判の結果の内も向て法を革め制を更ふるの必要を生ずること其例尠くはざるものなれば其權の屬する所自ら次第を異せざるへりらず而して之を料理し之を處置せるの方法に至りても亦自ら一般の行政と同じからざるものあり第一の國內法も非ざる一種の道義的典例も支配せらるゝと第二は一國の信用を繋ぐため其政畧の成るへく

變更なきを期すると第三の駿速敏快の處分を要すると是なり

國內法非ざる一種の道義的典例といふ所謂國際法にして外交歴史上の慣行先例を法理を照して排叙せる一種の法律なり此法律なる者の全く歐洲列國の交際法にして特にお之と基督教國のみ行ふべく其他の邦國即ち我日本の如き其法律の所謂變法人 Abnormal International Person 不屬すれども今時外交の形勢の萬國平等の主義を傾向し現は我邦の如き其對等の禮を以て各國と交際し而して亦歐洲諸國と同しく彼所謂國際法の條規を率由し各國亦之を遵ひて我と交盟をせり乃ち此一種の法律を遵ふ一個の法人にして時を得て正法人 Normal International Person たる認定を各國より受くるに至るや必せり

外交の政の方針一定して動かざるを要と若し内閣の更迭する毎に其外對する政略を變する如くんと國家の威信何れも由りて立ちたんと同盟和好の到底望むべからざるのみならず中立の宣言も亦其効ありらんとす英國の歐洲六強の一に居り富盛を以て

海表に雄視すと雖も其外交政略の變化常なきを爲す頗る信用を他邦に失し一旦與ふ同盟を結ぶべき國に非すとまていひるゝに至り今の首相ソールズベリー侯の大よ之を憤慨し外交政略の一政黨の私に非と乃ち大貌利頓合衆王國の公なり外務大臣の之を他の内閣員と區別し容易に更迭をあたしめざるを然とすべしとまて極論し且自ら大陸の諸國を巡遊して各強國の首相と接晤し盡力に至らざる所なりし今日の稍信用を復するの模様とありしもソリニア戦争以來屢は失敗を重ね遂に外交政略は政黨内閣と両立せずとまていはるゝに至りたるとなれば其恢復も中々容易ならず知るべし外交の政は其方針の一定不動なるを第一の必要とせよとへきを又戰を宣し和を講ずるか如き何れも一變の機を争ふものなるのみならず所謂樽俎の間は折衝するの懸引に於ては又實に事を瞬息に斷するの必要あり外交の駿速敏捷を尙ふや亦決して彼の一般の行政と日を同じくして語るべからざるあり以上の理由ある故に各國の皆之に應ずるの方策を立て而して君主國の外交の大權

を君主に屬し共和國の之を大統領に委任するを通則とせり是れ或の其一定不變を求め或の其駿速快捷なると欲するを爲ふして亦實に一個の國際法人たる國家を代表するの標的として一個の自然人 Natural Person を要するを爲ふ

而して君主と統領との外交権は各國の憲法に於て小異同あり例へば佛國の大統領は一千八百七十五年の憲法改正以來宣戰の權を有せず獨逸の皇常の防戰の場合のみ之を有し攻戰の場合のみ必と聯邦參議院の承諾を待たざるべからんと而して白耳義國王の國會の議を待たされし通商に關する條約を訂結するの權なきが如し蓋し或の國家の組織より或は王室の性質より或は事體を重するの政略より出で以て斯く異同を致せりと雖も其大体に於ては外交を以て大統領と統領との專職に歸せざるものなし

今我憲法に於ては毫も此等の制限を設けず一切外交の權を悉く天皇に收攬し玉ふるとかされ即ち本條の規定あり攻守兩様共戰を宣するの權を行ひ又和を講するの權を行ひ并は通商其他一切の條約を訂結するの權を行ひ玉ふ尤も戰の費用の固より帝國議會の協賛を経るは非されし之を徵收する自由なく兵士と募集するも亦法律の規定に従ひ之をなさるゝとされし宣戰の權を濫用するの嫌あらざるべし將た又通商の條約として議會の承諾を要するの憲法を存する各國に就き實際の有様を觀れば大抵談判を了したる後議會の批准を求むると常とし而して英國の如く理論上一切外交の權を制限なく君主に屬したる邦よりも其實際或の商法會議所より下して意見を上奏せしめ或の議員の質問に應じて之を説明する等人民の利益を損せず權利を傷けざるの道の盡さる所なし乃ち特に通商條約のみを分ちて議會の參決を要することとするの必要なきと亦知るべきのみ況や郵便電信罪人引渡版權尺度其他の聯合條約に於てをや

或のいん實際の結果彼此相異ならされし鄭重を旨として其特別條件を分ち例へば通商條約の如き議會の參決を要するを原則と定むるを萬全とせべきは非とやとは

れ固より一理あれども外交の要訣は彼一定と快速との外又機密あるものあり此機密なるものを一々國中に知らしめんは國家は知らしめたるだけの損害を受くべき心得あかるへかるす事後の結果は固より之を公告せざるへうらすと雖も談判の種子材料に至りては豫め漏洩を防ぐと以て長策とする勿論なり是れ政略上訂盟の權を君主は獨存するを要する所以なり

政略上より之をいふも訂盟の權を君主に獨存するの理由あると斯の如し況や我國体は於ては天皇を我大日本帝國の元首として其統治權を其掌握し總攬するを原則とすへきは於ては其御一身の取も直さず大日本帝國を表示する標的として直ち之を以て大日本帝國ある國際法人を表とるの自然人とすへきと尤も事体の宜を得たるものといふへく從て一切の外交權を天皇は存留せしめたるにあらんべし

又各國の憲法中本條の規定は使臣を派遣し及び之を受くるの數語を附したるもの多し此權は外交の大事に關するものにして亦實に君主の特權に屬すると要とし彼國際

法に於ても公使の君主の代理者たり而して其治外法權を有するも斯原理より發し其君主の崩御と共に解職するの定則も亦斯原理より發すされ其周詳を求めは特にお之を明文にお着くるも固より可なり然れども我憲法の其第十條に於て已に文武官任免の大權を定められたれば其之を派遣するの事は固より之を包含せらるへく之を受くることと雖も亦統治權の一部に存することとして差支なかりるべし

天皇は攻守を論せず外國に對して戰を宣し又之と和議を講し及び通商貿易裁判郵便電信版權尺度罪人引渡其他諸般の條約を取結ひ玉ふ

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

或は兇徒の嘯聚より或は外敵の襲撃より一地若くは全國を擧げて兵備の警戒を必要とするへうらざることを戒嚴 Siege とす蓋し此警戒を施したる境内に於て

の一般の行政司法共尋常の規程を準據とすべきは非ず乃ち其宣告の人民の權利義務に關すると實は大局して亦之を帝國議會の評議を付するの猶豫あるべからざるものあり是に於ての各國の憲法の概ね之を君主の特權を存し而して我憲法も亦同様の規定とせり

戒嚴の要件の種々あれども交戦境地と合圍境地との區別の如き師旅團其他衛戍司令官の政府の命を待たずして假ふ之と宣告するの場合の如き右等の場合は於ける行政司法官と司令官との關係の如き行政司法官として軍事に關して司令官の指揮に従ひしむる手續の如き司令官の判決に對する控訴上告の許否の如き將た司令官の刑法執行の如き其最も重要なものあるべし而して此戒嚴の効力とは其及ぶ所の範圍其尋常行政司法の處分は對する關係、其期限及び消滅の時期等を併せていふとあるべし抑も危急に臨みて變に應ずるの處分を命ずるの權は天皇に屬するより外あるべからざると雖も一般の行政に代ふるは軍政を以てし一般の司法に代ふるは軍法を以てするべ

於ては其人民の權利義務に關係するもの實は甚しとせしむるは於て其處分となすの規程即ち戒嚴の要件、効力等の如きを豫め帝國議會の協賛を以て之を法律を定むべきと固より立憲政體の本旨に合へるものなり而して我現行の戒嚴令は明治十五年八月五日第六十三號布告を以て發布したるものなれば明年後改正の議起らるべし必ず帝國議會の議決を経て而して後裁可せらるべきなり

天皇は戰時又も國家の事變に際し兵備を以て全地又は一定區畫の地を警衛するに方り其境内に軍政を布き軍法を行ひ又は變例の行政司法を行ふべき布令(戒嚴令)を發し玉ふ但し其布令の規定すべき必要の條件及び其執行の効力は豫め帝國議會の議を経、法律を以て之を定むべし

第十五條 天皇の爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

榮譽權 Ehrenrecht も亦立憲政體國の君主に存する特權にして其一身に存するもの

の帝王の號、陛下の敬稱、自稱の特別代名詞（我邦及び支那にては朕の字を用ゐる歐洲諸國にては渾て複數の自稱代名詞を用ふ、天祐を保全するの特稱、神器の享有、軍人より捧銃式其他最敬禮を受くると、崩御の日音曲停止の令を發せると等其項目亦多し我天皇陛下に於ても固より之を享有し玉ふと勿論なれども國体の神聖なるといつて他邦と同視すべからざるものあり彼の或の侯伯より起り或の外國より迎立せられ或の大族の撰擧より其邦を君臨するに至りたる如き王室に在りては特にお君主の一身を存する榮譽權と法文を規定するの必要あるべしと雖も我萬世一系の天皇に於ては此等の事項總て皇統と寶祚とを伴隨して須臾も離れざると上下共にお認知する所なれば一概にお榮譽權といひて其御一身を對するものを包含せしめず單に其一部たる授與の事のみ擧げられたる次第なるべし

他人に授くるの榮譽の其國より種々の別あれども我邦にては爵、位、勳章其最も著しきものなり

爵は漢土及び歐洲の例に折衷し明治十七年制定せられたるものにて公、侯、伯、子、男の五等に分ち華族（僧華族を除く）と與ふる世襲名號なり而して之を與ふるの特權は固より新お士族又と平民を昇せて華族に列せしむるの特權も亦本條の規定に従ひて天皇の特權に屬するものなり而して士族は全く封建時代の遺制を名のみ殘せるものにて其特權毫も平民に異ならざれども亦榮譽の一稱號たるもの相違なし乃ち彼魚戶八兵衛（後光明天皇崩御の際其遺詔を聞傳へて火葬を諫止したるもの）の子孫を士族とせられたる如き例も亦本條に准するあるべし（其他の榮典といへる廣濶なる語あれども便宜と以て特にお此事のみ茲に一言す）

位は我邦大寶以來の舊制にして現今華族、奏任以上の文武官吏并に國家に特別の功勞（海運を以て十年の役にお大功をなしたる岩崎彌太郎氏の如き將た巨額の海防費獻金をなしたる諸氏の如き）ありたるものにお授くる終身名號あり正從各八階あり其下は天威にお咫尺する俗人の輩にお與ふる九位あり而して生存中正一位と授けられたるも

のい千古寥寥纒々指を屈す國家に功勞ありたる死者に贈位するの特權も亦本條の規程中にお包含せるものと知るべし

又位と相應して特よ之を皇族に授くるものあり一品二品三品等は亦我邦古來の特制に屬す

勳章に我邦の舊制と歐洲の制とを折衷して設けられたるものよて現行の制に露國に取る所多しと聞く其階級大勳位を最上とし勳一等以下八等に至り之に附帶して授くる所の勳章、勳一等に旭日桐花大綬章及び旭日大綬章の兩級あり二等以下は皆一種の勳章あるのみあれども又別よ一等より八等まで授與する瑞寶章あり又一等より五等に至る婦人の勳勞あるものよ授くる寶冠章あり章綬共に定規の製式あり而して之に叙命贈與をさすは一切天皇の特權に存せりと規定せられたり此勳等の外國の君主及び臣民にも贈進又は贈與するにあり其權に同じく天皇に屬し而して我邦の臣民に外國の勳章を受くるに於ても之を佩用するの許可を與ふる權に亦均しく天皇に屬すべきこと勿論たるべし

其他猶榮典と稱すべきもの種々あり彼海防費獻金に對する褒章の如き救貧赴急其他の功勞と表する各色綬の褒章の如き將た一般公益に供する獻金に對する金銀木盃及び賞狀の下賜の如き其種類頗る多けれども茲は略す

右等の榮典に授與せらるゝことあると共よ又褫奪するともあるべく而して褫奪の命令を以て其の規程を示し此規程と定むるも又其規程に從て處分をなすも共よ天皇の權内に存すると知るべし

以上述べたる事項を一括し僅々數言をを以て之と説破せる憲法の一原則あり君主の榮譽の源泉なり King is the Fountain of Honour と云ふもの即ち是なり

天皇は華族に與ふる爵、華族委任以上は文武官吏其他國家に功勞ありたるものに與ふる位、同じく國家に勳勞ありたるものに授くる勳等及び之に附帶して賜與する勳章并に褒章其他一般に榮譽

を表すへきものを授與し玉ふ

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

統治の權ハ天皇ハ總攬す司法の源之を天皇ハ存すへきと勿論たり而して立憲政の諸國ハ於てハ皆君主を行政部と離れたる司法の首長とあし執政の大臣を経すして直ち之を執行すると人民の權利を保全し正義の在る所ハ從ひて是非曲直を斷ざるの要義とせり是ハ於てハ君主ハ正義の源泉たり King is the Fountain of Justice といへる原則あり而して我憲法第五章第五十七條も「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」の明文あり責任國務大臣の手を経とそその副署と要せしめて之ヲ執行となとの規定をなせり蓋し司法の事は問ふ所正義ハ在り是非曲直ハ在り決して便否利害ハ在らず是を以て其公平を要すると當ハ行政權の執行ハ政黨紛争の分子を混するを嫌ふか如きのみニ非ず政府部内の便宜如何ハ善けれいとして國家施設の利益如何ハ大なれいとして決して法律の規程を枉くへきハ非ず司法權の質と所の法律ハるのみ司法官吏の眼中ハ唯法律あるのみ公益も固より法律の規程を犯して之と與すへからと是ハ於てハ司法官獨立の必要あり從て直ちハ至高權即ち國家統治權の支配ハ屬するの必要を生じ又從て無偏無黨大中至正の天皇を仰きて其源泉とするの必要あるあり

さて罪犯を處分するハ國家ハ刑法なるものあり其條款ハ準據し以て懲罰をなせばそれよて事足るべし然れとも刑法の正條ハ如何ハ詳細を極むるも到底限局する所あるを免れず而して法を犯す者の意志目的境遇事情ハ至りてハ千變萬化其窮まる所を知るへうらと分寸を較量して一々之ハ應ずる細目を定むるハ到底能くすへきハ非ず是ハ於てハ刑法ハ大抵其緊要の範圍と示すハ止まり其範圍内ハ於て罪案を決するハ之を執法吏即ち裁判官ハ一任せり而して裁判官ハ此特權を與へたるの理由種々ありと雖も情を酌み實を量りて眞ハ懲罰の度を平衡ならしむるもの亦其主要なるものハ一ハ居る而して政事上の犯罪等ハ至りては其心事の誠ハ憫諒すへきハ國法の枉くへ

うらさるる爲よ止むを得ざるを罰し其之を罰するや亦時勢の緩急に應じ寛猛の加減を異ふるとおしと謂ふへうらす將た尋常の犯罪と雖も全く一時の過失を出て其一たび改悛悔悟するお及びてや謹慎の實効乍ら顯るゝもの亦之なしとせざる而して刑罰は必ずしも復讐の目的を以て之を加ふるよ非と實に懲戒を以て本旨となすへきものなれば悔悟の効顯れたる時は懲戒の實舉りたるの時なるへし是お於てや刑期の満つるを待たずして之を特免し犯罪の源因、事情およりては全く其罪を消滅せしむるの惠澤を與ふるとも亦權宜を制して正義お適せしめ千萬無量ある犯罪の情狀お應じて幾分か斟酌と加ふるの一端たるへし而して此判決をなし赦免の宣告を與ふるも又之う材料たる事實を收拾するも監獄其他行政權の處分お屬す乃ち行政權を親掌し玉ひ兼ねて司法權の源泉たる天皇お屬するお此等の特權を以てするの最も事体の宜よ適へるものあるへし

さて此等の處分數種あり本條の之を四種となせり

大赦 General Amnesty or Amnesty とり行政權の處分を以て某種類の罪囚と一切特免し其罪を消滅せしむるの謂よて Amnesty の語原たる希臘拉丁兩語の共お忘却の義を示せり是よ於て或り大赦を釋して國家の罪を忘るゝの謂なりとするものあり而して大赦を行ふの各國の例一樣あらされども大抵國家の大禮を行ふ時又り國家の大事變お際する時お於てとるを常とせり我邦おてり即位の大禮及び大嘗會を行ひせらるゝ時之を行ふを常とし現お我天皇陛下の明治の初年おも之を行ひせ玉へりさて大赦お方りて許すへき罪囚の種類お固より一定ならず又其種類を論せず一併よ赦免するともあるへしと雖も通常國事犯罪人并よ之よ准すへき罪犯（皇室よ對する罪、内亂お關する罪、外患お關する罪、靜謐を害する罪等）其他風俗と壞亂するの所爲お非として言論印行集會結社の諸條例お觸れたるもの等お限るう如し若し其例を知らんと欲せり我憲法發布の際お勅令第十二號と以て發せられたる大赦の條項を視よ

大赦の効果も亦各國の法律より各、小異同あれども我現行の刑法によれり復権を得ると并ぶ之を得るの速なると後來再犯あるも加重の論告を免るゝとの三項お止まる乃ち左を掲ぐる刑法の三條を參觀すへし

第六十四條 大赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ直チニ復権ヲ得

第九十七條 大赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ再ヒ罪ヲ犯スト雖モ再犯ヲ以テ論スル

コヲ得ス

右の内直ちお復権と得とある直ちよりの尋常復権の期限は對していへるものにて大赦に因て免罪を得たる者之と同時に復権するとの意義お非ず得るよりの固より其規程あり後項お至りて詳説すへし刑法第六十四條の直ちよりの特別法定の期限を経るを要せずしての意を表するのみ

特赦 Personal Pardon or Pardon の行政權を以て特別の事情ある罪囚を放免するの謂よて其大赦と異なる要點の罪の種類を定めて其犯者を一般お赦免するの處分は非す其一人又の數人といふり如く全く人々個々お就ての處分なると一なり其必ずしも復権を得ると二なり其再犯加重を免るゝ能はると三あり去れり其精神より區別すれり大赦の罪を忘れ之をして消滅お歸せしむれども特赦の刑罰を免除するよ止まるのみ特赦の復権は於ける關係お就きてり我刑法第六十四條第一項の下半お「特赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ赦狀中記載スルニ非サレハ復権ヲ得ス」とあり而して特赦の手續の我治罪法第六編第三章第四百七十條乃至第四百八十條お就きて之を觀るへし

減刑 Commutation とり刑罰の重きものよ代ふるよ輕きものを以てするの謂よて司法權の管掌は屬するものあり行政權の管掌は屬するものあり其司法權お屬する者の宥恕減輕の如き自首減輕の如き酌量減輕の如き何れも法律を以て豫め其條項を規定し而して其執行の固より之を裁判官お委ねたるものなり即ち我刑法第一編第四章第一節乃至第三節は規定せるり如し而して本條は所謂減刑は刑法の所謂減輕は非す全

と天皇の至高行政權に屬し刑法規程の外、特別の事情に因り特別の恩典を與へ特別に刑期を減し若くは刑罰を軽くせらるゝの處分をいふなり

復權 Rehabilitation とは一旦剝奪されたる權利を回復するの行政處分にて各國の刑法概ね重罪の附加刑として終身公權を剝奪するの規定あらざるなし乃ち我刑法第卅一條も亦斯明文あり而して公權といへば我刑法第卅一條も明記せる如く國民の特權(一)官吏となるの權(二)勳章年金位記貴號恩給を有するの權(三)外國の勳章を佩用するの權(四)兵籍に入るの權(五)裁判所におきて證人となるの權(六)後見人とあるの權(七)分散者の管財人と爲り又は會社及び共有財産を管理するの權(八)學校長及び教師學監となるの權(九)等を包括するものおれば其與奪の關係する所亦實に大なり是に於て復權の必ず天皇の裁可を経て而して後之を許すものとせざるに已らば我刑法の規定する所にして本條に更にお此主義を表明せるものなり

復權の規程は各國の法律一様ならずとも我刑法第一編第三章第八節に定むる所の左の如し

第六十三條 公權を剝奪せられたる者ハ主刑ノ終リタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ

後其情狀ニ因リ將來ノ公權ヲ復スルヲ得

主刑ノ期滿免除ヲ得タル者ハ監視ニ付シタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後亦同シ

第六十四條 大赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ直チニ復權ヲ得特赦ニ因テ免罪ヲ得タ

ル者ハ赦狀中記載スルニ非サレハ復權ヲ得ス

赦ニ因テ復權ヲ得タル者ハ自ラ監視ヲ免シタル者トス

第六十五條 復權ハ勅裁ニ非サレハ之ヲ得ヘカラス

知るへし我刑法の赦免に伴ふの復權と刑期後の復權との二類を分ち而して何れも勅裁を待ちて而して後之を得るものなることを(前項と參看せよ)

將た復權に於ける出願上申裁可等の手續に至りては我治罪法第六編第二章第四百七十條乃至四百七十六條に之を規定せり就て看るへし

さて又復権を得れば重罪犯と雖も衆議院議員たるを得べき否や自ら別問題に屬し衆議院撰擧法の條下於て之と説明すべし

天皇は至高行政權を以て某種類の罪囚を一般に赦免し其罪を消滅せしめ(大赦)又其情狀を按じて特に一人又は數人の罪囚を放免し(特赦)又は其刑罰を輕減し又は大赦特赦の効力により若くは刑期後法定の年限を経過したるにより公權の回復を願出たるものに裁可を與へ渾て此等に關する命令を下し玉ふ

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

攝政 Regency の天皇躬ら政を視ると能はざるの場合に天皇を代りて其大權を行ふをいひ是れ固より國務に屬するものなるが故に憲法に本條を設くるの要ありとも其制置の全く皇室に屬せざるものあるか故に之を憲法を以て規定せしむると皇室典範の規定に任せたるを立國を始め成文憲法ある國に其例極めて多しさて我皇室典範に其第五章に於て攝政の規定をなせり今其關係する所重大なるが爲に特し其全文を抄出す

第五章 攝政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫アラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ准ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アレサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

攝政上任の順序ハ天皇繼承の順序と全く其根本の主義を異おせり是れ皇位お於てハ血統を重するを專要とすれども攝政お於てハ兼ねて能力を重とれハあり

我邦古來の制よてハ神功皇后の應仁天皇お於ける如き其最も適例とすヘキものあり彼厩戸皇子ハ皇太子を以て政を聽きたる如きハ推古天皇の女主たりし如き故おして幼冲又ハ篤疾の故よハあらざるも能力の點よりいハ亦稍々其例と同しくせり而して飯豊青皇女ハ顯宗仁賢兩天皇推讓の間お政を攝したるハ天皇なき間の攝政おして一種の特例お屬す藤原良房以來人臣を以て攝政とするよ至り清和天皇の當時よ在りてハ天皇の幼冲かりしかため必要ありて之を置きたるなりし如きも後ハ唯た一種の執政官の名號とかり維新の前まで之を存せり此の如く我邦の類例ハ以て後世の範とあすお足るヘキもの甚た乏しきり故よ皇室典範を定めさせ玉ふお於てハ特お之と歐洲諸國の制お取られたるなるヘシ

歐洲諸國ハ攝政を置くの主義ハ全く法律上の思想お於て不能力ととる場合を基としたるものおて一般の民法よ後見人を置くの場合と粗々相同し蓋し世襲君主を戴くの

邦に於ての血統を重し繼承の争を絶つこと尤も緊要なるか故に君主の其知恵明闇を論せし其強健羸弱を問はず其幼冲壯齒を拘らず概して(除外の例はあれども)法定の繼承順序により之を立て而して之の後見の任を其近親に附托するとのをさせるなりさて此後見とても天皇と均しく統治の大權を行ふ次第あれは豫め之の順序を定めされの又紛争を招くの患をせしとせず是に於て皇室法中之を特定するの必要あり而して男系立長 Primogenitur Agnaten の邦に於ての其順序大抵我皇室典範の定むる所を類せり

攝政は天皇の大權を行ふと雖も固より躬ら大位に居るもの非ず去れは其大權を以てふに於ても決して其名を以てするをかく必と天皇の名に於てするを要す蓋し攝政の職たる天皇の後見たるに過ぎざる故に天皇の幼冲又の篤疾のため政務を親する能はざるの間假し天皇の御職務を代理するに止まり天皇に存する一切の尊嚴を併有するもの非ず是に於て天皇の名に於て大權を行ふとの定め玉へるなり名に於て

の字に蓋し英語 in the Name of の直譯を以て天皇の名に於てといへは天皇自ら干與し玉へざるも天皇の爲に天皇に代りての意義を表し且併せて御名を用ゐるの形式を示せるなるへし

さて攝政の一切天皇の大權を行ふを得べきや否やといふは固より御名代の事を以て必ず制限する所なりるへうらす若し之をからんり天皇の幼冲篤疾に乗して威福を張らんとする皇族なしとの限るへうらす就中最も懼るべきは憲法及び皇室典範の改正なり是は他邦の例に非ず我憲法第七章第七十三條の

將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

の明文あり憲法改正起案の權は我大日本帝國中唯だ一個の大皇あるのみ然るは攝政にして又此大權を行ふを得へしとせし或は妄濫の弊を爲さるのみを獨り此起案權を尊重して憲法不磨の一方案としたる本旨も戻り且つ幾分り憲法改正の大事

と軽くするの嫌あるへし而して皇位の繼承、攝政の規程等を變更し以て其私とあす
り如きの又其最も豫防せざるへうらざる所おして乃ち憲法第七章第七十五條の明文
を必要とせざるへうらと其文は曰く

憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

攝政が行ふ能はざるハ此憲法及皇室典範改正起案裁可の大権のみ（此事ハ猶其條の
下ハ詳説すへし）

天皇若し成年に達し玉はず又は久しきに涉りて篤疾其他の故障
あらせらるゝ場合に於ては皇室典範に定められたる如く攝政を
置かるへし但し其順序等は總て典範の定むる所に従ふへし
攝政は天皇の大權を行ふと雖も躬ら大位を踐むに非ず天皇の爲
に天皇に代りて行ふものおれば自ら其名を以てせず天皇の御名
を以てすへし

以上は述ふる所を以て天皇權の解釋を結了せり解者の更よ之を彙括し以て大日本帝
國憲法ハ謂ゆる天皇權の本義を綜説し以て讀者お便おとへし

我天皇ハ他の立憲君主國の君主と同じく侵すへからると同じく議院の承諾を以て立法
權を行ひ同じく法律を裁可し同じく行政の長官として法律の公布執行を命し又必要
なる命令を發し行政各部の官制及び文武官の俸給を定め并お其任免をかし同じく議
院の召集開閉停止解散をなし同じく法律お代る勅令を緊急の場合に發し同じく陸海
軍統帥の權を有し同じく外交の權を有し同じく榮譽正義の源泉たり而して他國お其
類例おきお非すと雖も殊も特例として視るへきの第一國の元首として統治權を總攬
するところなり第二神聖の意義一種無類おして實は萬世一系の皇統と相聯系するところ
第三裁可權と行ふハ其積極的權利お屬し毫も故らお不認可權の附與を要とせざると
なり第四臨時の處分を檢視するハ補償法案と提出するよ及はざるとなり第五常備兵
額を定むるの權を專有するとなり第六通商條約を締結するの權を專有するとなり凡

此五項の特々大日本帝國の天皇お特有なる（他の立憲國も固より類例なきも非ざるの前も述へたる如くなれども）皇權おして大日本帝國の憲法の英國其他迎立推戴の王室を戴く邦の憲法と其軌轍と異おし其純然たる自由主義と出入左右する所の實は此項目も存す若し自由主義を標準として之を評せし實は保守的憲法なり若し國家の秩序的發達と以て標準とせし實は進歩的憲法なり而して解者の近世國家學の理論も據り後者を取て標準となすものなり

第二章 臣民權利義務

臣民の大日本帝國の臣民をいふものとして其要件の固より次の條にいへる如く法律の定むる所なるへく其權利義務の本條も規定する如し茲は唯た之を注釋して日本の國法も服從し日本天皇の治下も生存し天皇を戴きて君長とするものといふを以て足れりとすべきのみ

權利の二字の法律家の解釋も苦む所もして古來諸說紛々たれとも之を概言すればイェーリング氏の所謂法律の保護する利益といふもの之を盡せるか如し更み之を詳説すれば權利といふ法律もよりて生し法律もよりて保護せらるゝ國民享有の利益もして其の物件も付き他人お對し強行の力を有するものなり例へば土地所有の權の如し誰り之と所有して其利益を享くる國民なり何お就て之と有する土地なり之を專有使用すれば如何の効果を致し利益を生ずるなり何う故も之を專有するを得る他人を強めて侵さしむるを得ればなり何物か此の如き力を與へ敢て他人を排除するを得る法律是なり苟も法律なし優勝劣敗弱肉強食の世界とありて復た此の如くおして自ら利益する所あると能はざるの明なり法律もよりて生し法律もよりて保護せらるゝといふ此を謂ふあり

故も苟も法律おければ茲も權利おし拉丁の *Jus* 佛の *Droit* 獨逸の *Recht* 伊太利の *Dire* 皆主觀的も權利を表し客觀的も法律を表と二個の意義の一語の表する所たり亦以て法律と權利と相待ちて離るへうらざるを視るへし（權利の必も法律を待ちて

而して後存するとの第二十七條所有權の條下於て更ふ説明する所あるへし）
義務とい法律より生ずる國民の負擔として他より強て某の行爲より出でざるべし
ざる控制と受くるをいふ例への納税の義務の如し納税の何物か一種の負擔たり一種
の行爲なり誰り之を負ふ國民なり如何なれん之を負はざるを得ざる強て爲すべき控
制を受けたれんなり何物か控制を受けざるべしらざる効果を生ずる法律是なり義務
も亦法律の効力より生ずるものと知るべし
而して本章の條々の右おひへるか如き權利と義務との大日本帝國臣民の享有又の負
擔を屬するものを明おしたるものあり

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

大日本帝國の臣民たるよの必要の箇條なかるべし唯た帝國に生れたるものとい
への外國人の子も亦日本臣民たるへし外國の臣民の我帝國に生れたれんとして直ち
臣民たる能はず然らば則ち日本の臣民たるべき要件の何々あるやといふは大日本
帝國憲法の之と明定せず之を法律の規定に任せたり蓋し此要件あるものい宜を擬み
て隨時に制定すべきものなるか故に憲法の永久不變あるを欲する政略よりして此の
如く時は隨て更改すべき條項を省きたる次第なるべく抑も亦國家永久の定策と時勢
に應じて變通すべき要項とを區別して之と明示するの意を出てたるなるべし
各國に於て其臣民たるの要件の多く民法の人事編に載せたり我邦に於ては歸化を出
願するものあれば其度毎に情を按して允許するまでよく未だ定則あらずと雖も民法
成るの日に必ず一定の條項を設け此條項に備はらば我帝國の臣民たることを得ると
あるべきなり

さて第二章中のいの特に法律の語を記して其範圍を示したるもの本條を初めとして猶
數條あり而して科學的觀察を以て科學的説明を與ふる時の自ら幾多の理由あること
見るべし

其第一の法律と命令との關係を示せるなり憲法たとひ法律に必ず帝國議會の協賛を

經るを要すと規定したりとて苟も法律の規定すへき條項明からざらんふの命令をし
 て法律の宜しく爲とへき所を爲さしめ從て獨裁專制の弊を生ずるとあしといふへり
 らす是れ於てり如何あるとの法律の規定を任せ如何なるとの命令の規定を任するを
 を分つと必要あり而して之と分つとも亦二種の方法あり即ち一の指數法にして一の
 特定法なり指數法といふ法律にて定むへき條項をの豫め指數明定して之を憲法に記す
 ると澳地利國の如くするるとて此法に依るときは法律の及ぶ所の範圍明に劃限せら
 れ其他の一切君主の命令權に屬するると定むるものあり特定法といふ某の件某の項と
 一々其目にお就きて法律の之を規定すへきことを示すと我憲法の如くするを謂ひ此法に
 據る時の憲法に必ず法律を以て規定すへしと定めたる項目のわれと憲法の決して法
 律の規定する所斯に止まるといひす乃ち憲法に明定せる事項を外にして別議會議又
 の政府に於て起案する所あり議會の議を経て裁可を得れば亦法律とあるを得るや
 知るへし今我憲法の特定法と用ゐたれば我法律の及ぶべき範圍の斯に止まるといふ
 制限あらざればいづて法律と命令との區分漠然として其疆界湮滅するり如き規定を
 いふと臣民の權利義務に重大の關係あるもの一切法律の境域に屬することを明し
 し而して其餘と雖も苟も憲法に定めたる手續を経れば亦法律とあることを得へきもの
 としたるなり

其二の權利自由の無制限のものなく法律に由りて生じ法律の範圍に於て存するの意
 と示し天賦の權利自由ありて法律に決して之を制限すへりらとといふり如き空想を
 排斥するに爲に特ふ法律の語を用ゐたるなり國家學の理論よりいへば國家無所不能
 Omnipotence of State の主義より一國の意思の一人の意思を任せしむるの場合あ
 りるへからず然らすんは社會に決して成立する能はずして四分五裂弱肉強食の蠻態
 をあさんのみ乃ち如何に貴重すへき各個人の權利自由も國家の意思即ち法律に屈
 從せざるへりらと又屈從するにあれりこそ法律に一樣平等の保護と各個人人民に與ふ
 るとて得るもれ法律の下に權利自由あり權利自由の法律の制限する所にして亦實に

其保護する所たり是れ本章の條々特にお權利自由は關する條は特書して法律に依りといひ法律に定めたるといひ若くは法律の範圍内にお於てといふ理由の二なり

特にお法律の二字を挿入したるは右等の理由に依るとあるとなるべく是れは本條のみ關するといふあらねど因みと以て茲に記すとこのよしぬ

日本帝國の臣民たるは必要ある條件は法律の定むる所に依るべし

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ其ノ他ノ公務ニ就クユトヲ得

文武の官員となり并に議員市町村吏其他の公務に就くを得るは各國の人民に共通なる公権の一なり我刑法第三十一條に定めたる公権中の官吏となるの權とありて別にお公務に就くの字面あらざるも（或は國民の特權といへる一項中又含蓄したりといふものもあれと）本條に双方一様な規定をなし明之を公権の一とし而して斯任官

就職の權利に固より華士族平民を論せず又其帝國內何れの地を藉するを問はず皆平等に之と享有するを得べしと定めたるなり

然れども任官就職に固より資格をくして之と得べきは非ず其職分に従ひて必ず規程ありらるべし而して憲法第十條に規定せる如く一般文武官吏の任免は天皇の大權に屬するに故あり之を行ふは法律を以てせずして命令を以てせると勿論なるべし例へば文官試験試補及見習規則の如き是あり海陸軍士官の候補者及び其任用の法に就きては又皆それ／＼の條例あり何れも命令の部類に屬するものと知るべし
官吏の命令を以て資格を定むると原則とすれども其例外は在りて法律を以て規定すべきもの裁判官の如きあり是れ現行法にては同じく文官試験試補及見習規則中に包含したりと雖も憲法第十條及び第五十八條に規定するか如く其資格は必ず法律を以て規定すべきものなり

將に選舉就職の公務に法律を以て規定するを原則とし市町村府縣會の議員參事員及

ひ衆議院の議員並み市町村長等の何れも法律を以て其就職の資格を定むべく現行の
 法府縣會議員の資格ハ府縣會規則あり法律として發布されたるもの非されども其
 選舉法の法律を以て發布せられたるを見れば亦法律として視るべく市町村制衆議院
 議員選舉法の實は法律を以て發布せられたり

是れも又例外あり乃ち貴族院の議員是なり就中貴族院令第一條第五項に於ける「各
 府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人ヲ互選ノ
 勅任セラレタル者」の如き撰舉に由ると雖も其規則ハ亦勅令の定むる所たり即ち其
 第六條に「各府縣ニ於テ滿三十歳以上ノ男子ニシテ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直
 接國稅ヲ納ムル者十五人ノ中ヨリ一人ヲ互選シ其ノ選ニ當リ勅任セラレタル者ハ七
 箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と
 あるが如し

さて本條は關し一般に渉る法律あり即ち刑法第卅一條に於ける剝奪公權是あり
 凡そ右等の如く法律命令の規定に從ひ其範圍中にお於ては任官就職の權、臣民各個の
 均しく享有すると即ち本條の精神なり

日本帝國の臣民たるものは誰彼の別なく一様に文武の官吏を拜
 命し又は撰舉に應じて議員其他の公務に就くことを得れども其
 任官就職をなすに必要なる資格は官職の性質により或は法律を
 以てし或は命令を以てして之を規定すべく此資格に應せされハ
 決して任官を就職するに能はざるものなり

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

國家の防備に國家の力を擧げて之に從事せざるべからず是にお於ては兵役の義務に國
 民之を負擔せざるべからず然れども兵備ハ非常の事變に備ふる所以にして非常の事
 變に決して日を期して起るべきもの非ず去れハ國民を擧げて悉く兵營に入り現役に服
 するの要なくされハども又全く常備の兵を廢すべきもの非ず是にお於ては兵を取るの法

即ち義務を分擔するの法は於て必ず均賦公平を求めざるべからず而して兵役義務の負擔の決して廢疾者老羸者の能く堪ふる所非ず是れ於てり産業學藝に従事する壯年を奪ひて之を軍隊に驅入れ一時其知力と生産力との作用を停止せしむるの弊の固より免るべからず彼公平を求め此利益を損せざるため國家の法律を以て義務負擔の法を定めざるべからざるなり而して此法律の範圍内は於ては日本臣民の職分として必ず斯義務を負擔せざるべからざるなりさて本條に於ける現行法の本年法律第一号と以て發布せられたる改正徵兵令あり

國法學上兵役を以て一個の權利ととるの論あり名譽權の主義より推論されし誠篤篤論と謂ふべく現は我刑法第卅一條の公權中も之を其一項としたり然れども權利の種類あり義務も亦種類あり憲法の決して一切の權利義務に關する法則を網羅するもの非されし之を拋棄とるも大なる損害なく又之を侵犯せらるる懼少き權利と負擔重うらすして之を厭ふもの少き義務とに至りては必ずしも其制限を憲法に明書

とるを要せず即ち兵役の權利の如きは實は此種類の權利あるが故は憲法の特にお之を記載せず特にお其義務の一邊のみを規定したるあり

日本帝國の臣民たるものは法律に定めたる規程に従ひ兵役に服し陸海軍隊に入るの義務を負ふべし

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

國家の生存は必ずその諸原素を連繫統轄するの機關ありるべからず是れ於てり中央政府以下層々相聯屬するの官衙あり而して立法院といひ裁判所といひ國家一切の要務を行ふも何れも費用なくして之を辨すべし非ず殊に前條の兵役義務と連繫する海陸軍備の如きは頗る鉅額の費用を要するものなれば兵役の義務のみを負ひたりとて國民は決して一切の義務を盡したりといふべからず必ず國家の生存に必要ある費用と支辨するの義務を負ふべし是れ納稅義務の已むべからざる所以なり

而して此義務の分擔方法に至りては古來政治家の苦心したる所にして亦近世經濟學

者の腦髓を勞したる所なれども未だ曾て何れの國も適用すべき定則あらず其賦課の方法を以てすれり或り地價を率とし或り人口を率とし或り收入を率とし或り消費を率とす而して我現行の租税を擧ぐれり地租あり營業税あり所得税あり海關税あり又其徴收の階級をいへり中央政府も納むるものあり各地方廳も納むるものあり以て最小團體も及ぶ皆順序あり而して我税法も於ても國稅地方稅區町村協議費の別あり市町村制を施行するも及びり協議費の市町村税となり而して府縣郡制皆備はるるに至らば地方稅の府縣稅郡稅と變すべきのみ

凡そ税法の規定する所の標準、分率、徴收の方法、怠納者の處分之り要目たり我現行の法の頗る繁雜なれども其著しきものを指數すれり地租條例の如き地券證印稅則の如き酒造稅則の如き醫藥營業稅則の如き煙草稅則の如き證券印稅規則の如き船稅車稅規則の如き賣藥印紙稅則の如き醬油稅則の如き菓子稅則の如き地方稅則の如き區町村費を關する規則の如き所得稅法の如き是あり

日本帝國の臣民たるものと法律の規定に従ひ國家公共百般の費用を供するため租税を納むるの義務を負ふべし

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

苟も其國の臣民たるもの其何れの處も移轉するも固より其自由を任すべし國家が臣民を牽束する場合の必要を逼りて而して後之をなすべしと勿論されり國家の生存成立の傷害なき限り其分子たる各個人民の運動の其自由を任するを以て原則とすべし

然れども其必要を逼りての必ず之を拘束する所なるべからず之を拘束するの法種々ありと雖も獨逸澳太利に於ける社會黨鎮壓條例の如き其一例たり我邦の保安條例の如き法律として發布せられたるもの非されども又之を類似せるものあり而して我憲法第七十六條の本文即ち「法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス

此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス」ハ據レハ彼の條例ノ法律を以てせずして臣民居住移轉の自由を牽束したるものにて本條と相矛盾せる如し尤も危急の場合ニ迫リ憲法第八條の天皇權施行を以て視るべきものなるやも亦未だ知るへうらす然らんハハ檢視の沙汰を経て將來遵由の効力を生ずると法とせざるへうらす何れおしても憲法施行上の一問題あり但し保安條例おして果して法律たるの名目性質を附せられんハハ實ハ本條ハ所謂法律の的例たるべきものなり抑も居住移轉ハ關する法律ハ種々あるへく特ニ法律ニ定めたる義務の執行を遁れんため外國に移轉するものハ如きハ又法律を以て之を牽束するの要を生ず即ち現行徵兵令ハ於ける條目中ニ規定する所の如し

又我邦固有の戶籍法の如く居住移轉ハ關する形式手續を定めたるものあり是れ亦本條ハ所謂法律と視るべきものとして居住移轉の自由あるハ爲ハ我臣民ハ其規程の拘束を免るハと能ハざるへし

本條ハ所謂居住及移轉トハ果して籍を外國ニ移シ外國の臣民トなることを包含せるや否や是れ大ニ研究せざるへうらざるの問題たり而して余輩ハ二様の解釋を有するものあり

其一ハ包含せずとするなり何とあれハ日本臣民ハ外國ニ歸化するの許可を得たるの實例あらず出願の實例とて維新以來ハ纔ハ六七止まるハ故ハ或ハ之を以て我法律の精神を測るハ足らずといふものあるへしと雖モ其一ハ許可ハかりしハ亦以て其精神を知るへうらすといハ難かり而して日本臣民ハ籍を外國ニ移シ外國の臣民トなるの自由を有すといふハ如キ原則ハたハ法律の範圍内ハ於ての制限文字を加ふト雖モ決して日本臣民の權利義務を掲ぐる本條ハ記載すべきハ非ず蓋シ本條の精神ハ日本臣民各個の利害ハ重大の關係ある權利義務の限度を規定するハ在リ而して籍を外國ニ移シ質ト外國の政府ニ委するハ是れ日本臣民たるの權利義務を抛擲するものナレハ憲法ハ決して之ハ關する明文を本章中ニ掲ぐるの要なきあり

其二の包含すとするあり外國歸化の固より日本臣民たるの權利義務を抛擲するの謂なれども權利の抛擲の可なり義務の抛擲の決して任意をなすへきと非す且つ權利のなれ義務のなれ之を抛擲し去るまで日本の臣民なり憲法の規定豈之を渉るへうらざるの理由あらん去らる日本臣民の歸化の自由を無限と有するうといへは是れ固より然らず是れ於て法律の範圍内といへる語あり我現行法令に毫も之に關する規定なきか故に本條を據りて或の無限の歸化自由を有すと想像するものあらは是れ大謬なり戸籍を關する我現行の法令中本籍を去るに於ては必ず其手續あり當該官衙に向て出願をなさるへうらす而して出願あれば指令あり指令は法律の精神を遵はざるへうらす法律なきの場合に於て指令漸く積み特例の數漸く全般の精神を示すに至る時の亦自然に慣習法をなすへし我法令中たゞ歸化を關する明文なきも從來特殊の實例を對する指令已に許可せざるに傾けり亦以て我現行法の精神を見るへし其精神のよき置き我日本の臣民の要するは法律の範圍内は於て居住移轉の自由を有するものなり

右の解釋の何れも單純なる條文の解釋に非ず單純なる法律の問題に非ず實は現行の制置と事實の疑案とを渉るものあり而して一の歸化の本條の包含する所を非ず故に日本臣民の歸化の自由をいひ一の移轉の本條に於て法律範圍内の自由を認めたり而して法律の國外の移轉たる歸化を許さず法律範圍外の自由は我臣民之を享有する能はずといふとなれり現存事實の問題を決するに兩者俱に同一の結果となり我臣民の歸化の自由なしといふは歸着すへし然れども法文の解釋を主としていへば余輩の第二者を取らんとす何とあれは初より歸化の自由を移轉の自由中に包含せすとすも若し法律を以て其範圍を定めんといふ亦能く之を包含せしむるに至るへけれはあり今若し第二者に従ひ博く移轉の意義を取り而して外國移轉たる歸化を容るゝと容れざるを之を法律の規定する所に任ずるととせんは如何に法律を改正するも決して本條をして自家撞着の病に陥らしむ

るにあらざるべし然れども此の如き精微の問題に至ては徒ら法文の解釋をのみ主とすべきにあらざる深く立法の意志と探究せざる可らざれば此點に就ては余輩更に當局者の説明を待つべし

將に茲に附言せざるべからざるの官職に伴ふ居住の制限なり是れ一部は天皇の命令權より命令を以て定むるの姿あれども各國の民法其住所 *Domicile* の規程に於て大抵其原則を示さるべし顧ふに我民法も亦應に此の如くなるべきのみ

日本帝國の臣民なるものは法律に規定せられたる制限を超えざる限、何れの處に住居を占め又は何れの處に移轉するも渾て各自の自由たるべし

第廿三條 日本臣民は法律に依るべし非ずして逮捕監禁審問處罰ヲ

受クルコトナシ

舊派の法律家政治家の人身の自由ある成語を有せり此語たる彼自由天賦不可制限の臆断は出づるものとすれど何の價値もあらざれども法律を以て安んずる人身を束縛せしむべしとす國家公共の大害なき限の各箇人身をして自由の運動をなさしむべしとの理論を發せりとすれど大に取るべきものあり斯自由や居住移轉も亦其中に包含さるべしと雖も其主眼とする所の本條の規定たる條項に在り而して各國の法概ね之を刑法治罪法に著け其自由を奪はるべき場合を擧げ其他は渾て自由たるべきこととは消極的の裏面より之を認定すると常とし英國の政府の妄濫曾て甚しかりしかば特に表面の規定を與へ之と共に之を奪ふべき場合を示せり即ち有名なる人身保護條例 *Habeas Corpus Act* 是なり

逮捕といふ政府又は官吏の威權力を以て人身を抑ゆるの謂あり

監禁といふ政府又は官吏の權力を以て人身を制遏し自由の動作をなすと能はざらしむるを謂ふ

審問とい政府又の官吏か權力を加へて訊鞠詰責をなすをいふ
處罰とい政府又の官吏の權力を以て身体財産名譽自由等對し苦痛又の損害を加ふるをいふ

凡そ右の四項は政府の國家の一職分たる正義を行ふに欠くべからざる必要の處分にして社會の毒惡を除き人民の權利を保全せんためは必ずあさるべからざる所爲なり故に法律と固より之を爲すの權利を政府又は其官吏に與へざるべからず

然れども其妄濫を流るゝに於ては其弊の結果甚だ懼るべきものあり何とあれば人身自由の運動の之を爲すに全く止み而して官吏或の假りて以て私怨を逞しくするに至り正義を行ふに必要なる所爲の一變して正義と壞乱を至るべしはけり是に於て法律の之を權利を與ふると共之を執行の制限と立て而も刑罰の制裁を加へて此制限を確守せしむるの方法を設けざるべからず本條の此法律の制限外に出づる政府又の官吏の所爲を禁遏し以て人身の自由と保護したるものにて各國の憲法皆斯條

あり英國の如く憲法と尋常法令と其取扱を異せざるものも在りて一方より他

Habeas Corpus Act を觀察して憲法の一部とし之を以て他の成文憲法中の本條に當るものと視るも不可なるべきあり

而して成文法國には必ず刑法治罪法中右の制限を規定し憲法と相表裡して以て人身の自由を保護せり我國法も亦然り乃ち我治罪法殊に其第三編第三章豫審及び第四編公判の各條に於て細密に逮捕監禁審問の手續等を規定し而して此條をより職權と附與せられたるに非ず又此條を規定せる方法に背きて逮捕監禁を命じたるもの對しては刑法第三編第一章第六節擅に人ヲ逮捕監禁スル罪の各條(第三百二十二條乃至第三百二十五條)に於て之を制裁を加へたり

又處罰の一は治罪法の手續を履み刑法各條を案して罪の該當する所を定め其總則の規定する方法に從ひて之をあさるべからず治罪法の手續より又の刑法の規程より由らすして罰せらるゝとなさなり

さて右は刑法治罪法といひたるの特は其一般に殘るものを例示せるに過ぎず特は懲罰の制裁と具へたる各種の法律の如き特は一種屬の人を適用すべき海陸軍刑法治罪法の如き亦皆本條は所謂法律に該當するものなり

日本帝國の臣民たるものは法律(就中刑法治罪法其他懲罰の制裁を存する審按の方法を定めたる諸法律)の規程に依らして政府又は官吏の威權により捕縛せられ抑留せられ訊問せられ又は刑罰の處分に遇ふとあり

第二十四條 日本臣民は法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

權利の享有は法律の保護によりて始めて効力を生ずると勿論あり而して法律の効力は一に二種あり一は唯た其存在するに爲るものにして法律の潛力又の靜力といふべく一は運用を爲して而して後存するものにして法律の顯力又の動力といふへし今夫れ民事の救済の道あり刑事は懲罰の法あり私犯公罪共は懼るゝ所ありて敢て發せず彼人身の自由の如き財産の安固の如き是は於て存す是れ法律の第一種功力なり所有の權或は損害せられ身体自由或は毀傷せらる而して被害者は法律の効力に依り之を救済を得、是れ法律の第二種作用あり乃ち約して之をいへば第一種の功力は豫防的にして第二種の功力は救済的なり

裁判官といへば主として司法裁判官をいふとなるへけれども又行政裁判官をも含蓄し之を要するは法律を按して曲直を判別し權利の枉屈を伸ぶるの職權を有し且つ之を行ふの官吏をいふなり而して法律の顯力動力が作用を現すに全く斯裁判官を由るる故に裁判官の裁判を受くるといへば取も直さず法律の顯力保護を仰ぎ以て權利の救済を求むるの謂ふ外あらざるなり

去れは此裁判を受くるの權利は一切の權利を保護するの要道にして之なければ一切の權利も享有の實あるへうらす他なし毀損傷害を遭ふも救済を得るの道あらざれば

かり蓋し此救済の道なき時の其結果特ふ法律の顯力を没するのみならず此救済と相待ちて而して後其功用始めて存する彼潛力即ち法律平時の保護力も亦一空お歸すべきのみ

而して憲法り特ふ本條を設けて斯權利を保護したるの大よ重を之お置けるを爲あるへし蓋し此權利も亦固より他の權利と同しく已お存在する一般の法令より許與されたるものにて刑事の裁判に關しては治罪法あり民事の裁判お就ては訴訟手續お關する諸法令あり我臣民の已は此權利を與へられたるものにて後來裁判所構成法訴訟法等の發布あるに至らば此權利愈よ益す明確お至るへし然れども此權利の大切なるの實お他の一切の權利を防護するの關鑰といふべき程ある故お更お本條の明文を存して特よ之を憲法の一條としたるあるへく其法律の定むる所お從ひ又は法律の範圍お於てといふ如く制限語を權利の享有お附帶せしめす特ふ法律お定めたるの制限語を用ゐて之を裁判官お附帶せしめたる如き文理上より之を觀るも亦以て特ふ

憲法お申明するを要する重大のものたるを示せるの意を見るお足るへし

さて此權は種々の場合お作用をなすものなりと雖も之を大別すれば又民刑兩事公私兩犯といふよ止まるへし而して双方共お原被お通して（刑事おありては原告者職權を以て社會公衆お代り公訴をなすものなれども其中又必ず被害者の告訴を待ちて而して後罪を論ずるもの姦淫罪の如きあり）之を享有するものにて原告者は既お損害されたる自己の權利を回復せんう爲お斯權を行ひ被告者は後來法律の効力よりて蒙るべき權利の損害を免れんとして之を行ふ一の要償と得るが爲よし一の冤白を求むるが爲おす何れおしても此權よりて始めて其目的を達すべきのみ

又此權の法學上自ら一種の性質あり他の權利と同しうらす凡そ權利の之と大別して二となし一は主体權 Substantive Right と S 以 一は助用權 Adjective Right と S 主體權と直ちお權利の目的たる物件お就きて有するものおして即ち所有權の如し而して助用權とは其目的の權利の享有お存せるものにて他の權利を十分お行ふが爲お

之を有するものなり則ち其用は於て頗る重要なるを前記述へたる如しと雖も其由て來る所を討究すれば全く主体權あるか爲に之を生じ精密之を考察する時の自ら主体權中も含有せらるへし蓋し救済の道ありてこそ始めて權利といふを得へければ之を毀損し之を傷害するも毫も訴ふる所なく毫も復するも由なくんは權利の權利たる實焉くも在る知るへし此助用權と法理上宜しく一切の主体權中も含有するものと斷定すへきを然れども此助用權は普く一切の主体權に附隨否含有せらるゝと共よ又共通一様の作用をなすものなれば此作用即ち裁判と求め救済を得るの一点よりして便宜のため特に之を甄別し從て之を法文に明舉し特は其決して奪はるゝとなきを斷言するも要なきことありあらずかし

さて本條は法律に定めたるにあり就きては又一言の附説もへきあり解者の見る所と以てそれの二様の意味ある如し即ち一は泛通の意味にして博く法律の定むる所より天皇の權力を奉行する法官と指稱し一は特有の意味にして又法律より某々の認職を斷すへき職權を與へたる法官と指稱す例へは各級の司法裁判所陸海軍法官部及び行政裁判所法官の如し皆定職あり定分あり踰越すべからず

日本帝國の臣民たるもの其權利の枉屈を伸へ救済を求めんため法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を有しこの權をは決して奪はるゝとあるべからず

第二十五條 日本臣民は法律に定むる場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレ、コトナシ

茲に住所といふ人の住居する家屋の謂ふて家屋の實は身体と安全と財産の安固とを防護する要具たりされは身体財産を目的とする一切の權利は家屋の防護より其享有を全くするを得へく家屋の防護は法律の決して輕視せざる所なり

蓋し人の住所といへば或は其所有の家屋あるへく或は其委託又は其借用より一時占有若くは使用の權を有するものあるへし何れにしても其使用權は已に定存する所

あり其他のものに允諾を得るに非されし之を使用すると能はざるものあり而して之に入り之を留まるにたとひ瞬時たりとも其權を侵すものなるか故に此點よりして觀察すれば住所侵入の固より所有權の一部たる使用權を侵害するものたるや明あり而して家宅搜索に至りては營業の秘密其他の侵害亦實に甚しとせず是に於ては各國の刑法概ね家宅侵入を以て罪とせし靜謐を害する罪の一として之を論せり即ち我刑法第二編第三章靜謐を害する罪の中第七節に人の住所を侵す罪の明文を存し犯者に制裁を加へて裡面より住所安全の保護をせり其臣民に渉るものには第百七十一條第百七十二條に掲ぐる所の如し然れども更之を憲法に明記するもの亦自ら其理由あるなり

國家の生存利益に必要なる場合に於ては一個臣民の權利其性質如何あるもせよ時として之を犠牲にせざるべからざるにあり乃ち住所防護の權に於ても亦然り其權の貴重とへしと雖も公共の爲に之を侵害せざるべからず而して公安公益に關して住所を侵入し之を搜索するの必要あるに主として二個の場合あり其一は罪犯搜捕のため其二は罪證發見のため是より此二個の場合とて決して執法吏の隨意に之をなすに任せたるものならず必ず法律の規定を要し法律に又之に必要なる條件を明記するを常とす例への隱匿の疑ある時を限るといふ如き令狀其他必用の公書を示すを要すといふ如き本人又ハ地方吏員隣保等の立會を要すといふか如き是なり

我治罪法は其第三編第三章第一節第百三十三條に於て罪犯搜查の場合を規定し其第五節第百六十一條第百六十二條第百六十三條第百六十四條等ハ罪證發見の條件を規定したり而して酒造稅則等も違犯證據搜索の爲にハ又此規程を具ふ本條に所謂法律に定めたる場合とは此等を謂ふなり

抑も公安公益のためは右の如く住所を侵入して搜索をもなすへは必要を生ずれどもこの特別の變例として經常の道に非ず經常の道に於ては何處までも家屋不可侵の原則を存し止むを得ずして變例に出でざるべからざる場合に特は法律を以て規定す

へきと尤も當を得たりと謂ふへし乃ち本條を憲法に挿入したるの實は此原則を承認するの意を見るへし

家屋不可侵の原則の英國の普通法に簡明なる原則あり即ち人の家の其城なりや *His house is his castle* といふ者はなり城といふ敵に對して自ら守る本營の謂ひして法律を以ていへり身体財産一切權利の頼て以て自ら守る安宅といふの意に過ぎざるへし日本の臣民たるものを罪犯の捜査罪證の發見等法律に定めたる場合に己むを得されども之を除く外に斷りなく承知もせざるは自己の住所へ侵入せられ又搜索に遭ふことあらす

第二十六條 日本臣民の法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

淺薄なる道徳理論の一篇より之をいへば人は秘密なくして世を渡るを得べく又宜く秘密を須爲るへからざる如し然れども實際生活の徳義の自ら秘密の二字を全脱

する能ざると特に彼父爲子匿、子爲父匿、直在其中の一例は止まらず信義といふなる二字の中已に幾許の秘密を存するを見る況や利益の點より見解を下すは於てをや私利公益共の秘密を待ちて而して後始めて存立すると誠と勘うらす法律の固より之を保護して一個の權利たらしめたり彼審問を受くるとなしといふ如き住所と搜索せらるゝとあしといふ如き亦實に此秘密を保護するの一端たり而して専ら斯保護を專要としたるは本條に規定せる信書の秘密なり

信書の秘密より由て以て保持するの交際の秘密なり商賣の秘密なり事務の秘密なり而して此等の秘密の實に直接の利害を生ずるものにして萬一おも容易に呈露する如きことあらんや人々将来に有すべき利益を損害すると實に非常にして從て其權利を損傷すると亦甚だ大なるへし信書の秘密を保つるの要知るべきのみ

殊に專制政府に於ては往々猜忌を以て政界とし從て此秘密を重せざるの弊を致したると亦實に勘しとせず歐洲諸國の憲法に特む之を正條に掲げたるの主として其妄

濫の弊に懲りてなり蓋し政治の公明正大を主とすへき故に敢て秘密を存せざるへしと雖も其實際を就て之を考察すれば私交の政治に關し公務の政治に關するものにして其間秘密と要とするの場合洵も多し假令政治に秘密なしとするも猜忌を以て信書を披織するに如き豈之を公明正大の政といふへけんや

將た又文明國の政に於ての郵便を以て官業とするを原則とす是れ民業となすと於ての秘密を破るの防禦完全なる能はざればなり大抵商賣に政治に仇讎怨敵を結ぶの數の免れざる所にして互に忌み互に疑ひ互に相排陷するに至るの亦數の免れざる所なり是時に方り各個の權利に斯の如き大關係ある信書の秘密を以て一人の手を托するに如き其危險も亦甚し是れ民業の百物も通して行ゆる、英國に於てすら猶郵便事業と留めて官府の專占とする所以なり

然れども之を官府の專業とするの理由に更に其一あり何ぞや公安を保つため罪證を得る等の便宜に信書の官府を経由すると以て便とすればなり蓋し信書の秘密の固より貴重すへしと雖も社會公共の安寧を保たんと爲るに又之を犠牲にせざるべからざると毫も他の私權と異なる所あるべからざるなり然れども貴重なる秘密を破るとなれば決して之を行政官任意の處分を委せしむべからざる法律の規定を要す

我現行の治罪法を按ずるに其第三編第三章第五節第六十九條に左の明文あり

豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル時ハ驛遞電信鐵道ノ官署諸會社ニ其事由テ通知シ被告人又ハ豫審ニ關係アル者ヨリ發シ若クハ是等ノ者ニ對シ發シタル書類電報又ハ物件ヲ受取開披スルコトヲ得但受取證書ヲ渡スヘシ

前項ノ書類物件不用ニ屬シタル時ハ其官署又ハ會社ニ還付スヘシ

本條に所謂法律の主として右等の場合を指せるものにて或は犯罪の増大を防ぎ或は罪證の發顯を容易にす何れも公共の爲に一人の權利を破るものと謂ふべし而して右の外又人民通信の用を全くせんため此秘密を破るとあり是れ其目的發信人の利益を保護するに在るに故に亦己むを得ざるに出づるものといふべし即ち我郵

便條例第十一章第二百二十四條ニ規定する「遞信大臣ハ没書ヲ開封シ其文書ニ就テ更ニ其配達又ハ還付ヲ試シ」トあるものは是あり没書との差出人受取人共に不分明にして配達すると能はず又還付すると能はざる書狀といふものなれに開けずして之を没するに寧ろ秘密を侵して配達還付を試るの優れるも若くは故に此の處分法を定めたるあり

然れども右等の場合の實に法律の特ニ規定するを要とする變例にして其原則に於て信書の秘密の固より深く保護せざるべからず即ち我郵便條例の第十五章罰則第三百三十四條の左の明文あり

己レニ屬セサル郵便物ヲ開封シ又ハ毀損汚穢シ或ハ私用賣却抑留隱匿拋棄シ若クハ之ヲ受取人ニアラサルモノニ交付シ及其情ヲ知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏故買シ若クハ牙保ヲナシタルモノハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

郵便事務ヲ奉スルモノ自ラ犯シタルトキハ官吏傭人約定人ヲ論セス本刑ニ一等ヲ加フ

即ち本條の秘密權の明に制裁を加へて之を強行せしむるものたるを知るへし日本帝國の臣民たるものハ罪犯事實の發見等法律ニ定めある場合の已むを得されども之を除きて外に往復書信の秘密を侵さるゝとあるべからず

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

凡る法律の保護する利益中其博く涉り普く及びて功力の至大なるを物件を所有するの權利に逾ゆるものあらざるへし是に於ては所有權の法家の一大問題なり

所有權 Dominium or Right of Ownership といふ某の物件に對して人の有する占有享益處分の權利にして之を詳言すれば其物件の取扱に就きて他人を排除して之を獨擅

し之を使用して其功を收め之より生ずる果實産出を取り之を讓與し賣却し滅縮し破滅するの全權なり而して此權利あるを爲す彼財産の安固茲も存し各箇私人の勤苦して財を蓄ひ富を成すの欲望斯も生し其漸く積み廣く収むるも及ひては國家富實の基を成す即ち法律か之を保護するに特は國家の分子たる各箇人民の私益を保全するて爲のみならず亦實は國家全体の生存隆興を致すの道なり

願ふは法律より之を保護する方法亦甚だ多し而して其原權利の明認は民法財産篇の爲す所にして我も成典ならずと雖も現は慣行の法あり此原權利回復の權を行ふに訴訟法の規定する所にして亦成典なしと雖も同じく實は慣行の手續を有せり蓋し此權の方を侵犯せらるるは當りては法衙に請求して禁令を發せしむるを得べく其既も侵犯せらるるは及ひては或は賠償を求め或は直ち原權の回復を求むるを得へし而して其契約より生ずる損害も於ては契約法より契約以外の損害も於ては私犯法より之を救ふべきのみ抑も法律より所有權を保護するの最も強有力なるは其刑法も於てす

るもの是なり其損害の直接なるものは於ては彼強竊盜犯の處刑あり其間接なるものは於ては偽書詐欺犯の處罰あり乃ち我刑法も於てを明か之り規定を存せり夫れ民刑公私の法表裡八面より所有權の保護をなすと此の如し所有權の鞏固にして犯すへからざるを殆ど人々の腦裡に浸潤して恰も天賦の如く從て制限を受くる所なく羈絆を受くる所なき一種特有の權利なるが如き有様に至れり願ふは我憲法第二章に掲ぐる各種臣民の權利の大抵法律を以て其範圍を定むべきものと極め其旨を明言せるもの多し然るは獨り所有權に至りては毫も制限語を附せず直ち其奪はるゝとなきと明言せるもの亦未だ曾て其故なくんはあらず余輩の見る所を以てすれば此權利の保護の殆ど諸法律の精神となり從て此權利の制限せらるゝ所の其場合極めて少きを示せるなるへし

其場合少ければとて決して無制限といふへうらず天賦自存のものと言ふへうらず彼佛國舊派の諸法學者の概ね此權利を以て無制限とせども是れ固より合理の篤論よ

非を其天賦自存なりといふ如きは固より法律は所謂權利の何物たるを知らざるの見なれども其無制限ありとするもの亦撞着の點あるを免れす何となれの權利の法律の與ふる所なり國家の威力之を強制すれいこそ其享有を擔保するを得るとかれ所有權ありして已ふ天賦自存のものならずの法律の與ふる所必としも制限を置らざるへしといふ斷言すへうらす苟も國家にして之を制限せんと欲せし決して制限すへからざるの理なし國家の力と以て之を定め之を行ふ法律のたとひ一旦無制限の權利と與ふるも亦國家の力を以て其條項を定め之に制限を置くことを得ざるも非ず安そ之を以て無制限ありといふを得んや

理論お於て法律の制限を存するも此の如し而して事實の又之を制限を例示せり其尤も著しき土地の所有權は於ける制限なり

土地所有權の制限は二種あり一を私法上の制限とし一を公法上の制限とす

私法上の制限といふ法律語おて之を地役權 *Servitudo* といひ一人の所有者の權利を

完全は享有せんう爲ふ他人に屬する所有權の一部を割き之を己は奉せしむるの權あり例へば斷崖の上の土地あり所有主を異にする隣接の地を經過するも非されい之に到るを得ず之に到るを得されい土地の使用をなし難し是は於て隣地の一部を以て其通行を供すると誠は止むへうらす而して此一部通行の權の即ち崖上土地所有者の地役權なり又水田の灌漑と遠處に取るものあり隣田を經されい水に至らす至らされい收實の利あり是は於て隣田の一部を以て其溝渠を充つると亦水田所有者の地役權たり

是れ固より私人各個の所有權享有と完全からしめんう爲ふ互に相推讓し相排制するものなれい一方より之を視れい又所有權の制限ありと他人の權利を立入るの場合たよあるを示すの觀なきも非ず從て或い之を所有權の附屬權利ともいふものあらん而して余輩が所有權制限の確証となすへきは別は其種目あり

本條は公益云々の制限を存せり而して國家の其所有山林田野の收實を全くせんい

固より其隣接の私有地を強制使用するの地役権あると毫も一私人は異ならず然れども是れ國家か一個の法人、一個の私法上法人として有する權利あれば毫も之を前項の制限分つゝの要あり且つ私法上の權利の問ふ所是非曲直あり利害あり在らず間接には利害を論ずべきも直接に論ずる所は是非曲直止まるのみ彼公益といふか如きは決して私法の眼中に存するもの非ず知るへし本條の制限は公法上の制限たることを

公法上の制限とは何ぞ國家は至高所有權 *Dominium Emineus* を有すると公法の一原則として國家に於ける物件として判然たる所有主あらざるものは其偶發したると遺棄したるとを問はず一之を國家の所有に歸すべく彼私有財産の如きも所有者死して之を相続すべき法定の遺族なく其處分は關する本人の遺囑なき時は又收めて之を國家の所有に歸すべし而して此至高權は現に所有主ある物件に對して又國家の有する所たり就中特に土地に關しては普天之下無非王土といふもの實に公法の一原則

たり公益の爲めは強制を以て所有權の一部を奪ふと實に止むべからざるものおればなり唯だ今日の思想を以ていへば王土は王の私有湯沐の土に非ず國家を代表する王の所有地と解釋すべきのみ

各國の法律は皆至高所有權を行ふ法則を定め例へば道路を開き橋梁を架し鐵道電線を架設する等一切公益に關する事業を興すに方りては人民の私有地處分權を凌駕し其欲するを欲せざるを問はず強制を以て之を國家に引渡さしむることおせり尤立憲國法治國に於ては與奪の權を擧げて國家に存するとおく大抵相當の代價を償ひて之を買上ぐるを例とせり然れども賣買の任意を以て行ふを通則とするか故に處分權の一點に於ては到底所有權を侵すの實あると免れず余輩が所謂公法上の制限とは此を謂ふなり

又此至高所有權は必ずしも國家自ら之を行ふに限らず國家が果して公益のため必要と認むる場合におて一私人又一私法人の爲め此至高所有權を行はしむるとあり

即ち鐵道會社の爲にするか如し

我現行法は於ては明治八年七月太政官第三百三十一號達を以て定められたる公用土地買上規則あり國郡村市の保護便益を供するため政府は於て人民所有の土地及び之に屬する建物植物等を買上くるの法凡そ十二則を設けたり當時法令の名目區々なりしをため法律として發せられと又布告として發せられざりしと雖も其効力の今猶存在すべきと勿論にして本條の規定より追て改定ある場合の法律を以てせらるべきや勿論なり

又本年一月勅令第五號を以て發布されたる東京市區改正土地建物處分規則の如きも亦彼至高所有權を行ふ法則にして公用土地買上規則の特別法ともいふべきものなり是れ亦改定の場合の法律と以てせらるべきあり

さてこの公法上の制限の國家の威力を以て一私人の所有權を侵すものにして此點に於ては所有權の制限實に分明なりといふべし然れども所有權の一私人及び國家の生存利害に重大なる關係あるものあれば斯制限として決して妄に立法權の爲さんまゝに任せず特其目的を定め此目的を行ふ場合を限りて之を侵すとなせり其目的の何れ公益是なり

公益のためとして必要なければ固より所有權を侵すべきは非ざる即ち本條に於ての特「公益」爲必要ナル處分」と明書して其制限の目的と範圍とを示し更「法律」定ムル所ニ依ル」と明書して此目的を此範圍内を行ふも亦必ず法律を以て定めたる規程に従ふべしと定められたるあるべし要するも手續を鄭重にするの所有權を重する爲のみ

さて斯の明解を要するの公益の二字あり公益とい國家及び其分子たる多數の人民の博く與ふる利益を指稱したるものなるべしと雖も果して其生存に必要なるより以上の利益を指したるべし將た生存に必要なるものをも包含するの謂あるべし尋常の解釋を用ゐる時の生存に必要なるより以上のもの即ち必要を幾分を加味したる國利民福の

増進をいふとなるへし何れみしても明白なる分界をなすと能はず従て茲も一大疑問を生ずることを免れざるへし

何をり一大疑問といふ外人に土地を賣渡すの制限是なり夫れ土地に對するの所有權の固より其處分權を包含し此處分權中みの固より賣渡の權を包含せり而して買手を選ぶの自由の亦固より此賣渡の權中よ存し従て所有權の一部たるを勿論なり果して然らば外人に賣渡すを禁するは是れ所有權を侵すもの非ずして何ぞ

我現行の法の特に土地を外人に賣渡すを禁するのみならず又従て之を外人に對する負債の擔保となすを禁せり即ち明治五年四月十四日第二百二十四號布告の

御國內一般地所ノ儀銘々所持ノ分タリ共外國人へ對シ賣渡候儀ハ勿論金銀取引ノ爲メ地所又ハ地券等書入致シ候儀ハ決テ不相成候條末々ノ者ニ至ル迄心得違無之様各管内無遺漏可觸示事

とあるものは是なり而して此法令の旨趣の明か地券の背か明書して特に遵由を忘るへうらざるの用意を示せり

扱問ふ所の斯法令か果して憲法の本條に抵觸せず従て第七十六條より其遵由の効力を將來よ存すへきや將た本條の旨趣と相矛盾し従て憲法の實施と共に無効に屬すへきやの疑案なり

之を決するは先ちて起る必要の問題に彼布告の果して公益の爲必要なる處分あるや否やの一事あり而して公益を以て國家の生存に必要なる利益をも包含すといひ、外人に土地を所有するの果して國家の生存を害するの結果を生ずるや否やの疑を生じ若し必要以上よ出てたる進取的利益と特稱するものといひ、臣民所有權の一分を侵し其買手を選ぶの自由を許さざるは他か國家を益するの理由あるよるや否やの疑と生ず

而して土地の所有を外人に許さざるは決して利益を進取するの精神よ出てたるものと云ふへうらす若し博く利益を興すを目的とせし誰かまれ彼かまれ土地の收買とし

て最も完全ならしむるを得るの力を有する所有者の手を歸せしむるを要す何ぞ必ずしも内外の別を問ふことを須ぬん

又土地を外人の手へ付するは是れ直ち國家の生存を害するものなりとも速了とへうらす何となれは外人の土地を所有すれいとて決して其本國の地籍へ入るもの非ず日本の土地の依然として日本の土地あり土地に附屬する義務の所有者の外人たると内國人たるとを問はざるは同一様なるべく彼至高所有權の如きは固より日本の國家に存すへし日本の土地悉く外人の所有を歸するも苟も日本の政府をして法を其土お行ひん限り日本の國家の決して生存を失ふとあらずたとひ其寸土尺地の一切現今の所有者を變せざるも萬一割壤の事ありて之を對する主權を他邦へ讓與せんは其境土の復た日本の國家へ屬せざるへし國家の生存の亦何ぞ土地所有者の内國人たり外人たるを論ずるを要せん

然らば則ち公益を解して單に生存の必要以上お出づる進取的利益ありとし若くは國家の生存に必要あるものを含むとするも此外賣渡禁止の法令は其も公益のため必要ある處分は非ざる如し則ち其理由の効力は本條の爲に没せられ法令其物は自然廢止とあるべき如し

人或はいはん公益といへば固より生存に必要な條件をも包含すべく而して已に公益のために必要の處分の所有權を侵すも亦之を爲さざるへうらすといひ、其生存に必要あるもの、如き固より所有權を侵すを嫌ふへうらするへし而して國法の力能く一切國內居住の人民を律するを得る外國人の土地所有亦懼るへうらする如きも現に一種の治外法權を存して領事司法の制未だ廢せられざる我邦の如きは於ては外人の土地を所有するの結果願ふ何如を外人の我内國法の拘制を受けず我土地の從て我法疆の外へ逸するに至らん是れ豈國家の生存を危くするものに非ずや則ち公益の生存の必要を含むとし而して現制の下に外人の土地所有を禁ずるは生存に必要なる一事項ありとせば其本條に於ける亦何の矛盾する所ら

是論能く論法の体要を具へ頗る取るべきものあり然れども其公益の見解を於けるに強て明確を求め却て之を附會を失するの過あるを免れず且つ領事司法の條件を具へて而して後生存の必要を説くは是れ永久の遵由を目的とする憲法を解釋するの本旨に違ふに似たり解者の一般國法の原則と我立法の精神とを推して更む考ふる所あらんとす

國家の定解種々ありと雖も地球上一定の土地を據有するを以て其一要素とあさるものあらざり乃ち漢土の所謂土地人民政事あるもの亦近世國家學理法の一斑を得たるものなり而して此土地なるもの國家之に對して苟も彼至高所有權たる有せし可なり彼私法上を定めたる直接の所有權の如きは何人も屬するも敢て不可あるとなし然れども其所有者にして其國家の權力に服従する義務の全部を負はず其法律の全部を遵奉する義務なきものなる時の所有の土地に對する牽束も或は完全あるを得ず或は平等あるを得ず從て平時紛紜を生し其隣保に對し國家に對するの關係圓滑ある

と能はざるのみより起る問題の往々國際私法の問題となり而して腕力を以て權利とする今日の世界に於ては臣民所有權の保護を口實として兵端を開き吞噬を試るの擧は出づるもの亦未だ必ずしも之なきを保たず是に於ては歐洲諸國の概ね法律を設け外人の土地所有を禁止せるもの比々として皆是あり英國の一千八百七十年の歸化條例を以て斯禁止を解きたれども其以前の亦各國と例を同じくしたりき

右の理論に據れば外人の土地所有は直接に國家の生存を危くせざるも亦之を危くせんとするの傾向あり而して平時紛紜の種子となりて社會の折合を損ずると亦其通弊たり則ち之と避くるの處分は或は之を進取的附加的とはいふべからざるも亦一種公益の爲めするものと謂ふべきなり如し

さて又我立法の精神を考ふるに土地を重するは實に我古來の國情にして殊に彼氏族盤據の俗習と兼併を忌むる支那流社會主義の法律とは交互斯國情を固くし内國人の間にてすら土地の永代賣買は全く禁制に屬し其始めて之を解きたるは明治五年二

月お在り(第五十號布告)土地自由買賣の大原則茲み定まりたれども之と同時に彼例外の規定をなすの必要を生し乃ち同年四月彼第二百二十四號の布告あり法文簡單にして其精神を推測すると能はずと雖も同七年八月第八十五號布告を以て外人へ家屋地所貸渡をなすの規約は管轄廳の許可を経るを要すとの規定をなしたる法文おは左の文字あり

外國人へ家屋地所等貸渡ノ節約上輕忽疎漏ヨリ竟ニ内外人民ノ間不都合ヲ生シ候テハ自然交際ニモ差響候條云々

抑も此第八十五号布告の彼第二百廿四号布告と均しく日本臣民の所有權を關係するものにして其性質固より相類する所あり而して第八十五号布告の精神たる彼數語の實に國家の生存を危くするの傾向と紛紜の種子を生ずる通弊とを防備するお出でたるを示せり乃ち第二百廿四号布告の精神も亦得て窺ひ難うらす而して我國舊來立法の精神も亦彼理論の結果と互に相一致とへさのみ

果して然らば外人土地所有の禁止の本條は所謂公益の爲必要なる處分おして明治五年第二百二十四号布告の本條と矛盾せず從て遵由の効力を存するものと解するも太過をかるへし

以上お詳説したる公法上所有權の制限の何れも其一部たる處分權の制限なり而して處分權の外猶公法上制限の場合おしとせず乃ち土地を某種の植物(有毒有害のもの等)栽培お使用するを禁し又某種の集會お家屋を貸與するを禁とるう如きもの亦公益の爲必要なる處分お屬し而して其侵す所の使用權あり

之を要するは本條の要點は(第一)所有權は國法の最も重し最も保護する所あり(第二)然れども亦無制限お非ず(第三)去ればとて容易お制限を加ふへうらす(第四)若し之か制限をなす時は其目的の全く公益の爲必要なる場合お限るへく(第五)又其方法は必ず法律の規定と要すといふお歸着すへし憲法か所有權を視ると他の公私諸權に比して果して如何、權利としての効力の固より甲乙の差違あるへからすと雖も

制定の精神に於て自ら權衡を存する所あり讀者若し本條の文辭を反覆熟讀して之を咀嚼し之を玩味せば特小所有權と他の公私法上諸權利との關係を審みするを得へきのみならず亦以て權利の本體を明かすを得へし

日本の臣民たるものゝ動産不動産其他一切の物件に就きて有する專占使用收實處分の權利を侵犯せらるゝとあらざるへし然れども社會公共の利益に供せんため必要なる處分より出て右の權利を侵さざるを得ざる時は必ず法律に定むる規程より之をなすへし

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

本章の起手第十八條より前條即ち第二十七條までの首として我日本臣民の身体財産に關する權利義務と規定し即ち國家より一個人の有形的資格を就て保護し制限する所

の條款を明かしたるものなり而して一個臣民の資格の固より身体財産に關する權利自由を止まらざるか故に其形而上に屬するものも亦之を規程を立てざるへうらす本條の如き次條の如き即ち人心に關する規程あり

人心の作用の其外に發せざる限に決して法律の問ふ所は非す一片の心、中は萌せしのみあての極惡大逆も亦刑法上の極惡大逆たる能はず之を口外に發し之と他人に謀り而して後始めて法律の問ふ所とあるのみ則ち王政覇政を論なく君政民政を論なく專制政治と自由政治とを論なく人心作用の自由は一臣一民として之を有せざるものならず如何なる嚴刑酷律も朕兆纒の中を動く一髮の心機を制する能はざるあり然れども人心の作用に決して其頭腦を構成する纖維細胞の變動を終るべきに非ず之を聲貌に發し之を言動に發し遂に手足の舉措となるものにして精細に之をいへば彼身体財産に關する諸權利の執行も亦人心作用の結果より外ならず然れども其因縁と蹊徑とを考ふるに彼諸權利執行の人心に於けると其關係稍や遠し其人心に接近して殆

と直ちよ人心の影像とも視るべき表象の別よ自ら存するあり
 斯表象も亦一樣ならずと雖も其道德の支配を受くべきもの、姑く措き其特よ法律の
 支配を受くべきもの大別して二となす

其一の或の形象あるものよ付き或の形象なきものよ付き一種の屬性と想像附與して
 深く自ら之を崇奉するをいふ信仰是なり其二の事物よ付きて是非の考案斷定を附す
 るものよて之を思想といふ思想の發して言論著作とあり信仰の發して崇敬禮拜とな
 る二者是よ於てか國法の範圍よ入る本條の規定する所の即ち其第二のものなり

抑も思想と信仰との同しく人心の發動なれども思想の直ちよ發して行爲よ影響し其
 結果社會の外部よ交渉すると頗る直接あるり故よ其表象たる言論著作の如き、直ち
 に法律の規定を要すると多し然れども信仰に至りては其國民行爲よ於ける結果、思
 想の如く直接ならず崇敬禮拜の形の外部よ發するも其公共の利害と相渉るや其縁稍
 や遠し是よ於て其自由の範圍を廣くして之を政治と分離せしむるも毫も其國家よ
 害あるを視ず却て人心を束縛せざる利益を視る

されは各國の法槩ね其原則に於て信仰の自由を認めざるものならず而して斯自由は
 或は毫も制限せざるものあり或の制限を置きたるものあり

其制限なきの國は例への北米合衆國の如し聯邦の一よ居るユータ州にソールトレ
 キ府あり府民の大半の彼モルモン教徒よ屬し一夫多妻の習俗を成せり此教徒の四方
 よ散漫し從て其教義を弘布するよ於ての頗る社會の弊害を醸生し其風教よ關し其生
 産よ關して頗る患ふべきものあるへしとして同州及び合衆國中の有識者の之を禁する
 の法を設けんとするものありと雖も明文よなけれ信教自由の一事の米國法の一原
 則なりとて今日猶未た之り制限と立てたるを聞けり

蓋し信教の自由の人心自由の中特よ重すべきものありと雖も之を無制限ありといふ
 よ於ての往々國家の生存利益よ損傷する所なきを保たす人心の國疆なきの可なり其
 發して行爲となるよ及びしては國家の威力よ服從し國法の規程よ遵由するを以て本分

とし決して其圍範の外に奔逸すべからず各國の之に制限を加ふるは亦實に止むを得ざるものあり願ふに北米合衆國と雖も亦決して終始無制限に終るもの非ざるや知るべきのみ

さて制限の兩様あり一は一切の宗教に臨むに一視同仁を以てし而して其政治の交渉する點に於て一樣同等の制限をなすのみ一は政治に於ける直接の交渉を制限すると共ふ又一派の宗教を特庇して其僧徒に直接或の間接の特別公權を與ふるものにして其一般の制限をいへば前者は異からざるも亦自ら一種間接の制限力を存するものなり

今其特例たる第二種制限の例を擧ぐれば露英兩國其好摸範たり露西亞の今猶政教を混一するの風ありて露國皇帝は世々相承けて希臘教皇たり而して國內一切の國立寺院の皆其號令を仰ぎ傳道宣敎の任命亦其源を皇帝に發す英吉利も亦國教 *Established Church* なるものありエビスコパル宗實に之に當りて國皇の其教長たり其下は直

屬するヨーク及びカンタベリーの兩大教正と國中至高の神靈貴族として貴族院の上席を占む而して國教外の宗派は之を異教 *Dissenting Church* と稱し其高僧は貴族院に出席せるの特權を有せず其異教徒に對して法律上の不平等なきは二國共に同一なれども僧徒の參政權に至りては大に平等ならざるものあり

さて第一種の通有制限に反りて之を説くは其原則亦甚だ單一なり即ち宗教をして國家を犯さしむるといふに止まるのみこの原則も信仰自由の原則を十分認めたるの上のこゝて一般の法律の多くは信仰の自由を制限する効果を與へず國家の根柢法たる憲法に於て信仰自由の原則を明認すると共に國家の生存を害せざるを度としてこの自由を許與せるを示すと常とせり

宗教の爲に激動を生じ騒亂を起し國家の安全を害し社會の秩序を紊るは是れ制限を置くべしとせらるるの要點あり而して臣民の信仰を口實としてその遵奉せざるべからざる義務を背き法律の支配を拒み課税賦役を否むり如きは是れ亦制限を置かざる

へうらす即ち此制限の彼國教に對しても亦之を置くさるへからず歐洲各國の憲法は所謂信仰の自由の大抵明文又は黙認より斯制限を受けざるものならず然れども各國の憲法多くは信教の自由を存せるとのみ明書し之を制限を明記したるもの少し是れ大に歴史上及政治上の理由あるとみて彼羅馬法王の一時歐洲を跋扈し其教權を以て各國の君主に加へ自ら君主の君主たるが如き位置を占め人心の自由を束縛し聖書の研究の固より論なく科學の研究までも僧徒の專賣に歸し法王の命令の當時最も有力ありし破門の處罰を以て之を制裁となし抑壓擅私を極めたる末其反動は新派の勃興となり各國の王侯の各其信する所を庇保し擴張せんとしたるより有名なる改教の亂を生じ戰鬪三十年の久しきを涉りて纔にウトレヒトの會盟に終局を告げ信仰自由の原則を始めて定まりぬ則ち歐洲人民信教の自由の實は其鮮血を以て買得たる者なるが故に其之を重んずるの感覺亦自ら異なる所あり是れ蓋し制限の條件を明記せずして其殆ど無制限の自由たるを明示し止むを得ざる及ひて始めて國家の威力に依るべきを默示したる歐洲諸國に於ては改教亂後宗教社會に一種の秩序を存するに至りたれば豫め法を設けて其國家の生存を侵すの虞を備ふるの要も亦之なきなり是と歴史上の理由とす

又政治上の理由といふは單に人心の自由束縛をへうらすといふか如き一片の理論に止まらず彼羅馬法王の教化一時歐陸を風靡してより新教徒興るの後に雖も其勢力衰滅に至らず往々餘燼を再燃して却て猛勢を加へたるもの亦尠しとせず其本國たる以太利の如き將た佛蘭西西班牙白耳義の如き今猶儼として舊教國たり而して信徒として國民を支配するの法に於ては羅馬法王の教權を認めざるへうらす之を認むるに於ては政府の特に其宗教を保護すると勿論ありと雖も他の教徒の爲に壓制を受くるの懼あり従て或は他邦に移住し戸口と生産力とを減すると亦之なきを保たす而して新教國の舊教臣民に於けるも亦然り加ふるに露國の如きは今も猶國權と教權とを皇帝の一身に寓存し苟も教徒たるもの視ると猶國民のごとくするの趣あり時或は教

徒の保護と口實として戦端を開きたると實は其例あり異宗の民を以て國をなせると此の如きも於ては宗教の決して一般の公益を主眼とする政治の域内を侵すへからず政治も亦各個人の信仰を存する宗教を犯すへうらすとの理論斯も愈も確立して遍く各邦を行はれ信教の各個の自由を任すとのみ規定して國法を以て之を干渉するとなきを原則とするの旨を示すに至りたるなり

願て我邦の事情を観察するに欽明帝の時一時佛教を禁絶したる以來時々政略を以て一宗一派の布教を禁したるとありと雖も大抵汝獨爲之勿惑他人の聖旨を承け信仰のよけれど政略の混入すへうらざるの主義永く行はれたり而して歴代の天皇中特は某の宗派を崇奉し玉へる方々折々出て玉ひたるも曾て之を爲は他の宗派を妨碍する等のとあらせ玉はざるのみか崇奉と表せらるゝも大抵好悪のみを以てせられず宮中も於て宗論をあたしめ勝ちたるものも歸依し玉へる例たはありあき斯くて一時の儒者となし議論を試しめ玉へることたはありぬ鎌倉室町の實力執權者も多くは佛

徒にして而も特殊の流派を汲むものなりしも又能く政教分離の原則を守り彼立正國論の著作よりして日蓮を討したるも全く佛法を以て王法を犯すを惡みたるとなりと聞きぬ

さて徳川氏の世となりて彼鳴原の一揆以來殊も基督教の禁を嚴よし他の宗教も對しては信仰の自由を許したるも基督教のみは全く國中より攘斥せられたり而して其本源を考ふれば亦葡萄牙人等も宗教の力を假りて呑噬を企てたる狡計を防ぐも根し決して當時の帝室又は幕府も別は崇信する所あるを爲は異教を排撃したるも非と其實は國家の安寧を保つために出でたる處分にして政教の互に相干渉せざるの曾て前代も異ならざりし殊も注意すべきは當時儒學盛み興り孔孟の道を以て專業とするもの争て佛教の非を鳴し廢佛の論を殆ど上流社會の輿論となりしも遂は一藩たも廢佛の令を布きたるものなき一事なりとと

さて王政維新とありて外交も日おまし繁劇となり多數條約國民の信する基督教の禁

止を舊の儘に据置かんこと交際の情誼を損するの患少うらさるのみり徳川氏の初世
 お於ける葡人布教の目的と今の歐米諸國人宣教の目的との遙に相殊あるものあるを
 知りしうの彼禁止の旨を記して辻々お建置きたる榜示杭を撤し別お解禁の令をい發
 せされと基督教の信仰の黙許の姿とありぬ

去れども明治の初年より猶神佛兩宗を以て公許の國教としたる趣あり政府の命を以
 て大中教院を置らしめ三條の教則と稱し一種の日本流儒教主義お基きたる尊王愛國
 敬神遵法の大綱領を定め神佛各派の教職として之を宣布せしめ教職は官吏に准して
 進退し之を統ふるは教部省を以てしたり然れども此施設たる我舊制の精神を去ると
 遠く而して又泰西の政教分離論も反するものなりしか故に社會耳目の啓發と共お
 破滅の端を開き眞宗先づ分離して合同教院の制輟み教部省廢して内務省中の社寺局
 とあり社寺の存廢新創等特にお宗規以外も渉る取締のみを政府の手にお存留することな
 り嗣て神道も亦祭祀と教導とを分離し祭職は之を政府より命する官吏とありし教職は
 特にお之を認可するよ止め以て二者の分界を立てたり

蓋し神道と近古以來宗教の形をなし今は已に十幾派を分ちて互にお傳道お競へる有様
 かれども是れ決して我烈祖の太廟を始め奉り祖宗を祭り神祇を祀る儀式と混すへら
 らす我皇家は固より斯儀式を用ひて宗廟にお告祭し玉へども之うため決して神道を以
 て國教ありと誤認すへからす神道は一方お於て我邦固有の祭式たり而して他の一方
 お於ては又一個の宗教たり彼教職の宣布を務むる所は其宗教たり我皇家の據らせ玉
 ふ所は其祭式たるのみ我邦の國教を存立せさるや明かり
 乃ち我憲法と特にお國教として殊にお之を保護し其教徒にお特權を附與するものを定めと
 一切の宗教を平等の水準にお置き其教職お對し其信徒お對しては法律上一様同等の保
 護を與へ國家の生存公共の安寧お必要なる範圍内お於て人心信仰の自由を許與し法
 律の別に制限と定めさるととなしたるなり

我邦の歴史お例なきとあれども歐洲おては宗教の爲にお公共の安寧を害し國家の秩

序を紊りたる實例洵お趣からと乃ち其信仰よして各自の心中お任するの可なり或の他人を強る或の信仰を異よするの故と以て相闘くり如きは決して國法の許すべき所よ非す且つ宗派により或の其本尊と仰く目的物を崇奉するの餘り國法上敬禮を表し尊尙を怠るべうらざる天皇お對して服從の義務と缺き殊お希臘教の如く外國の君主を其教皇と仰くものゝ如きおありての信仰一たひ方向を誤れり自身の屬する本國を忘失するの例、彼巴幹半島諸國の民お於て往々見る所あり斯くて或の納税を拒み或の賦役を否み從て軍中の紀律お戻るよ至りていたとひ其行爲は信仰する所の宗義お出づると雖も斷して之を禁遏せざるへうらす本條よ所謂秩序を妨げず臣民たるの義務よ背らざる限との此等の規定をいふなるへし

さて本條よは法律の二字おし信教の自由を制限するの法律を以てせず其信仰者の奔狂お過ぎたる場合よ限り天皇并お行政權の命令を以て之を處分するを以て原則となしたるなり然れども安寧といひ秩序といひ其お之を保持するか爲お法律を設けると

なしといふへうらす而して臣民の義務お至りての尤も法律の支配する所あり則ち信教の自由も決して法律の制限を受くるとおしとはいふへうらと唯だ大体お於ての行政權の支配よ屬し制限の認定は之を行政權よ委ぬるとしたるのみ

さて此規定の利害は容易お斷言し難し法律の自由を保証するに必適するものおれども其必と議會の決を経て而して後効力と生するものなるう故お多數の勢力を以て少數を壓する議會は或は却て一種の宗教を抑制するのとおしともいふへうらと天皇の裁可なければ議決の法案を變して法律となすと能らざるは勿論なるか故に其結果は天皇の行政權お屬すると大差なきよ似たれども行政官吏の天皇お於けるの議會と頗る其關係を異よするものなるか故に帝室よして已お尊奉する國教おき以上と或の却て信教自由制限の認定を斯一視同仁の天皇及び其屬僚お任するを以て安全なりとするの理由おきおしもわらす左のあれ此點よ付ては世よ議論多かるとなるへし解者は姑く疑を存して立法者の明解を待つ

日本帝國の臣民たるものは公共の安寧を妨げず國家の秩序を乱るゝことなく又日本臣民たる義務に違背せざる限は如何なる宗教を信奉するも總て各個の自由たるべし

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

さて人心の作用中其思想に屬するもの數種あり而して思想の結果に發して種々の行為と爲ると雖も其最も直接なるもの言論あり著作あり其稍間接なるもの印行あり集會あり結社あり苟も思想の自由を許與すといへば必ず此數者に就き其自由を認めざるべからず是に於て本條の規定あり

彼自由主義の一要項として言論の自由 Liberty of Speech 又は印行の自由 Liberty of Press を呼びたるもの實に本條の基本となり本條の其精神を擴めて更數項と爲し以て充分の自由を保証したるものあり蓋し言論といへば一切思想の表現する結果を包含すべく而して印行といへば思想の表現したる結果を廣く弘通する方法を盡せり是を以て彼自由主義を倡道せるものは其一を以て其他を概し以て思想表發の自由を括言したり然れども之を法文に著くるに於て蓋し本條の如く詳明委曲なるを要すべきなり

さて此等の自由を無制限の自由なるべきやといふは是れ又然らば思想の千差万別なるが故に叛亂も思想あり破壊も思想なり劫竊も思想なり淫猥も思想なり譏謗も思想なり侮辱も思想なり思想を表發するの自由に制限なしとするは是れ一方に國家と社會とを存立せしめんため法律を設け他の一方に之を紊亂し之を破壊するの許可を與ふるは異ならず苟も安寧を保ち秩序を存せんと欲せば必ず之を制限する所ありるべからず蓋し如何なる自由國と雖も此等の自由を制限を置くざるの國あらざるなりさて法律に此等の自由を制限するの固より國家の秩序安寧を保つる爲なりと雖も其直ちに害を國家に及ぼすと先づ一個人を害して私權の侵犯を致し而して間接には國

家を害するに至るとの區別あり甲に在りては其制裁公法即刑事上お止まり乙お於ては或り併せて私法即民事上お及ぶ

而して甲の種目は之を大別して二とあす一は安寧を害するを故お之を制限するもの一は風俗を害するを爲に之を制限するもの是なり而して乙の種目も亦二種に分ち一は名譽等お關する一般の私權を犯すものよして即ち誹毀侮辱等是あり一は著作印行より生ずる收益の私權を犯すものおして版權違犯等是なり乃ち乙は屬する侵害の刑法の制裁を受くると共お又民事上損害賠償の責を免れざるものあり

さて右お擧げたる制限中特お重を置くべきものあり即ち甲の一たる安寧を害するかの爲の制限是あり他の制限に至りては其及ぶ所或は特お著作印行のみお止まる者ありと雖も安寧を害するを爲の制限お至りては悉く五個の項目を支配し而して彼自由主義と特お衝突を生し易く自由論者の最も意を用ゐて其妄濫を防ぐんとしたるは此制限なり蓋し暴君汚吏か虐政を行ふお方りては言論印行の自由を惡むと古今其例多き

とよて彼道路以目の四字の實は此自由の制限極端お達し此自由は殆ど全く厭抑されたる有様を描出せるものあり彼自由主義は歐洲大陸を風靡したるも其當時各國往々斯事態を存し人心の束縛實は甚しかりしを爲よて一たひ此主義を聞くや渴者の漿を得たるか如き思をなし遂よ之を國法の一大要義となすに至りたるなり我邦も於ても覇政の常として久しく斯壓抑お困み維新以來或り緩或り急、終始牽束を免れを而して今や日と追ひて漸く自由の境域を擴むるお至れりと雖も人心は猶規制は満足せざるものあるを如し然れども之を幕政の時政府と官吏との手心を以て任意お之を束縛をせざるお比すれは決して同日の談お非と乃ち憲法は特お本條を設けたるも其立法の精神は決して法律は因らして斯自由を束縛するとなさの大本領を示せるお過ぎざるへし

今項目を逐ひて一々之を説明し而して現行法律の制限を示さんとす

第一言論 言論との思想の言語お發して聽官は感ずるものをいふ而して法律の箝束

する所の獨語を及ばず而して直ちも國家の安寧を害する場合の必ず二人以上を對して之を被したる時を限る乃ち演說講談說教の類を對して之を制限する現行法は集會條例あり又一人を對して之を發したる言論の制限の刑法第十七條及第十九條の不敬罪の如き同第四百四十一條の官吏侮辱罪の如き同第三百五十五條乃至三百六十一條の誣告誹毀罪の如きは是なり

さて言論の自由に就きての尋常法律の制限を免るゝの場合あることを知らざる可らざる又斯場合は制限あることを知らざるへうらす議院の辯論、法廷の辯論、批評等の如きは實に尋常法律の制裁を免るゝ主要の場合なれども批評の人身攻撃を交ふ可らざる法廷の辯論の法廷の侮辱 Contempt of Court を許さず議院の辯論の嚴密に議院中を限りて之を自由を與へ毫釐を違へざる同一の辯論ありとも議院外にて之を繰返せし亦一般法律の制裁を免れざるへし即ち我憲法第三章第五十二條の「兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ

言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ」とあるものは是なり

第二著作、著作の思想の文字に發して視官に感ずるものをいふ而して法律の箝束する所の決して筐底を藏するの著作を及ぼす必ず印刷し發賣し頒布するを及びて始めて害悪を生し始めて法律制限の範圍に入る故に印行を外として單に著作とのみいへば我現行法の前項を擧げたる彼刑法數條の制限を存するのみなり

第三印行、印行とは文書圖書を印刷して發賣し頒布するの謂ひて言論と著作とを公衆を對して十分の結果を生ずるは印行によるは非されは能はず其國家を對して毒害を生ずるも印行より名譽を害し著作の利益を害するも印行による故に法律が印行を於けるは其取締殊に嚴重なり而して我現行法は實に之に對する三大條例を刑法以外に設けたり其一是新聞紙條例にして新聞紙其他定時刊行物の出版を箝束するものなり其二の出版條例にして新聞紙條例規定の外に出づる出版物を取締るものあり

右の二條例の彼私權を對する侵害を救濟するの條項を存せざるは非すと雖も之を要するは首として直接は安寧秩序を保つに必要ある規程にして即ち社會の靜謐を保全するに如き其風教を維持するに如き軍機及び外交機密を全くするに如き其目的の主たる要あるものあり

其三の版權條例にして其目的の主として文書圖書の印行より生ずる利益を保護し之を出版者の專有に歸せしむるものにて其文化の進歩に關係する甚だ大なるを以て言語文字の相同しく又の相似たる歐洲諸國に於ての同盟條約を結ひても猶之を保護するの必要ありと認めたるものあり我國に於ての未だ之を加入するの運に至らざれども其内國に於ける版權を保護するや實に到れり例への其第十五條に於て新聞紙又の雜誌に於て二號以上を渉り記載したる論說記事又の小説までも二年の内の擅に之を編纂して一部の書となし出版すると能はずと規定したるに如しさて一般に渉る版權侵犯の制裁に公私兩様の責罰を具へ偽版者の其第二十七條に規定する處刑を受くる

と共に又第十六條乃至第十八條に於ける損害賠償の責を負ふべきものとす
版權條例と其性質を同じくするもの更は脚本樂譜條例あり寫真版權條例あり皆本項の自由を制限するものあり

第四集會 集會といふ數人思想を通ずるの目的を以て一定の場所を集まるの謂にて或の評議或の討論或の謀計等種々の方法あり而して大要之を二種に分つ公開秘密是あり共は我現行法に於ては集會條例保安條例の規定とる所にして其精神をいへば公開集會の法定の手續を以て之を許すを原則とし保安のため必要と認めたる時を限り保安條例第五條より某の地方を限り之を施行するとおし秘密集會の保安條例より總て之を禁止するを原則とせり而して單に集會といへる廉のみならず此等の規程を犯すものも集會條例第十條乃至第十五條保安條例第二條及び第六條の制裁を存して各々刑罰あるのみならず其内亂の隱謀又の兇徒の嘯聚を渉るものも又別刑法第二編第二章第一節及び第三章第一節に規定したる制裁ありさて茲に必要の問題の

法律上集會と稱すへき人數の最少制限もて即ち幾人以上集まれの集會と稱すへきやの一事なり而して我從來の慣例の未だ之を解釋する程の材料も富まざるなり

第五結社 結社といふ二人以上共同の事業を行ふ目的を以て其解散の期を定め若くは定めずして一個の集合体を作るといふ其營業は關するもの組合あり會社あり會社あり有限責任あるものあり然らざるものあり何れも商法或は其一部たる會社法の規程に従ひ之を組織し權利を行ひ義務を負はざるへからず學術研究其他種々の目的を以て之を組織するもの其法人として權利義務を行ふは於て一般民法の規定を受くるのみ而して我邦未だ此等の諸法典あらず依る所の慣習法のみ抑も公法の眼中より之を視れは營業研究等尋常の會社の猶權利義務を有する一般の臣民のことく之を關する公法上の特例を設くるの要あしと雖も別は公法の看過すへからざる結社あり政社及び秘密結社はなり政社より安寧のため特別の規程を設くるの要あり我現行法は於ては集會條例あり秘密結社は之を禁遏するの國多しと雖も彼自由石工社 Freemason

の如く米國其他も於て不問ふ付せられたるものあり而して我保安條例は其第一條に於て嚴密に之を禁遏せり然れども行政上一々秘密結社を處分するは頗る難事ある故に法律の明文は特は國家の秩序を乱るゝ如き大事變の隱謀等をなすもの非されし之を應用せると勘し

さて右も擧げたる思想と表發し交通するの諸自由は何れも法律の制限を受くる中よ其公法上の制限は特は本條の設定を必要ありとする所以にして歐洲もて此等自由の許與か自由主義の一綱領となりたるも彼の專制政治の下に行はれたる出版検査役 Censor の設ありて嚴密なる鎮壓を行はたる反動なるへし而して我邦の現行諸法も制限頗る嚴密に過ぐるものあり本條も牴觸せるものとはいふへうらざるも早晚其改正あるへく而して改正法は本條の旨もよれは何れも法律を以て發布せらるへきなり日本帝國の臣民たるもの法律は定めざる範圍内は於て言語又は文字により思想を發露し若くは文書圖画を出版し及び思想を

通するの目的を以て一時數人を會し若くは定時又は永久の目的を以て相集まり共同の事業を行ふの自由を有す

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

日本帝國の臣民たるもの憲法第二十四條に規定せる如く充分の救済權を有すと雖も其禍害に罹り若くは事變に遭ひたる場合に於て損失の救済を得んとし或は自己の利益のため政府權内に存する特別の處分を受けんと欲し又は自己の權利内に存せざる國政上の意見を行ひ公益上の事業を擧げんとするに方り法律に之を行政司法の裁判廷に訴ふるを許さざればとて一槩に壓抑するに蓋し爲政の本意に非ず是に於て特典を求むるの法あり一人の意を法律とする專制國固より臣民の請願を許し衆庶の意を聽きて法律を定むる立憲國又之を許せり英國人民の如きの特にお此法を利用するもの多く之を議院に呈するもの最も多し然れとも之を乞ふに又自ら規程あり必ず敬語を用ふるを要し必を禮意を存するを要す乃ち本條に於ても相當の敬禮を守ると以て請願をなすに必要ある條件としたり固より封建時代の嚴制たる乍恐奉申上の字を加ふるを要せざるも權利外の特恩を乞ふに於ては哀願を以て當然の体例ありといふべし

本條は又請願の規程に従ふを一要件としたり而して現行法に於ては其内閣以下行政各部に呈出するもの明治十五年第十八號布告を以て定められたる請願規則あり其帝國議會に呈出すべきものは議院法第十三章第六十二條乃至第七十一條の規程あり而して元老院に於て取扱ひ來りたる建白も蓋し亦本條の範圍に入るることなるべく從て之に關する明治八年第七十八號布告及び同十三年第五十三號布告も亦無用な屬するあるべし又本條に所謂規程といふ法律命令を總稱するものなると議院法によりて分明なるべく其必ずしも法律に限らざるに請願の事たる尋常の救済權を行ふの道に非ずして特恩を乞ふの救済補助權ともいふべきものあるに故あり

日本帝國の臣民たるものは相當の敬禮を守り此憲法の外特は定むる法律命令の規程は定むる條項は遵ひ私利又は公益の爲は請願をなすを得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

本章第十一條より第三十條に至る迄の各條は於て規定したる所の日本帝國の臣民たる必要なる資格及び日本臣民の享有すべき權利自由并に日本臣民の負擔とすべき義務あり而して信教の自由の如きは憲法直ち其制限の場合を示し其他の權利義務は一切法律を以て其範圍及び其侵犯せらるゝ場合を定むること又此各條の明とする所ありされし右の條々ハ法律を以て其範圍を定むることとしたる一切の權利自由ハ其制を受くる所唯ハ法律あるのみ而て假設主權者たる天皇陛下の命令を以てすと雖も苟も此の憲法を變改せず右の條々ハして効力を存する以上の決して侵犯すること

能はざるものなり然れども是れ特は平時無事の日よ於ける規定たるを過ぎず乃ち有事の日よ於ける臨機の處分に至りては亦決して之を拘泥すべきにあらす是れ國家の生存を維き公共の安寧を保たんか爲ふ止むを得ざるよ出づるの處分にして深く之を考ふる時の實は多數臣民の權利自由と永遠に保全するの目的を以て一時少數臣民の權利自由を奪ふものたりされし此處分は依り損害を受くる臣民の自己の權利自由を犠牲にして以て公共の安寧を保持するものなれば決して遺憾あるべきは非は國家も亦其功績を認め事平くの日よ於ては國費を以て救治濟卹を行ふを當然なりとすへし然れども斯の如き處分は臣民の權利自由を關すること實は重大なるか故に決して一町一村等小社會の爲ふ之をなすべきは非は必ず之を國家の處分は屬し統治權を總攬する天皇の之を行はせ玉ふを以て當然とすべきのみ

さて本章ハ所謂戰時とい内乱もせよ外戰もせよ戰爭已に起りたる場合を指し又國家の事變とい將は戰爭の破裂せんとするか或は其他社會の秩序を關する大事の起

りたる時を指す者ふて此等の場合ふ處するの法の凡て二種あり其一ふ於ては同じく權利自由を侵すを免れすと雖も豫め法律と以て其侵犯の度を豫定し而して大抵直接ふ原權を侵すもの少く多くの救濟權を行ふふ尋常の司法手續ふ依らずして一種の變則法に依らしむるを例とす即ち憲法第十四條は規定せる戒嚴令是かり然れども事變急遽ふ發して戒嚴を宣告するの暇なきり或は事變甚た大にして戒嚴令は規定したる條件たも之を行ふこと能はざることあり是ふ於てり別ふ之を處分するの道なかるへからず是ふ於てり第二の變例あり即ち本條の規定する所是なり

例への外艦の一朝ふ襲來して我を港と砲撃するり如き場合或は戒嚴を宣告したる合圍地内ふ於て戦争俄ふ起りたるり如き場合ふ當り之り防禦の策を講するりため或は人民を立退かしめ其家屋を燒拂ひ其家財を蕩盡せしむるを必要とすることあるへし蓋し是大權の憲法第十一條の海陸軍統帥權ふ出づるものふして臣民の之りため其權利自由を侵害さるるも決して法律上の救濟權を得へからずされは戒嚴令を發するの

勅令ふ於ては大臣之は副署して其責任を明よせへしと雖も本條の大權の元帥權の謂かれは其處分の決して行政權の處分は非ず之を行ふに大臣の副署を要せず行政命令を發するを要せず從て其責は法律上毫も歸する所ならず事平くの後特恩を以て救濟を與ふることあるへしと雖も國家は決して之ふ對して法律上の義務を負ふことわらず臣民の又行政司法の裁判により救濟を求むるの權利あらざること本條の規定する所なり

然れども如何なる場合を戰時とし如何なる場合を國家事變の場合とするりよ至りては實際の判斷時ふより頗る困難なることあるへく從て戒嚴令施行の場合と其條件を行ふふ暇あらざる場合とを區別すること更は難し故は憲法ふ於て明は區別を立て以て此の大權の濫用を防ぐことい到底能くすへきふ非ず法律の及はざる所の本條の如く天皇が此大權を有せんとを認むるふ止まること誠に止むを得と雖も天皇の戰時事變の認定をなし又本條の大權を行ふ場合を認めさせ玉ふふ於て専ら國家と臣民と

の安寧幸福を主眼として之を決行せらるへく臣民も亦國家の事變に處して己の身体財産を犠牲にするを惜まざること仁愛を旨とせらるゝ我帝室の家風及び忠慨を富める我人民の氣風に於て決して望み難しとせとされぬ法律上たとひ國家生存の必要と臣民權利自由との牴觸する場合を明かすると能はざるも實際に於ては左きて不都合あらざるへし

第三十二條 本章に掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸

セサルモノニ限り軍人ニ准行ス

本章第十八條より第三十條に至る權利義務ハ一般日本臣民の悉く有すべきものよし其條規の實ハ一般日本臣民に准行すべきものなり日本臣民固より同一の身分を有し同一の職掌を行ふもの非されぬ人々を斯權利を行ひ斯義務を負ふに於て多少の差違なき能はざる官吏か任地を移住せざるへうらざる學生か政談を志すへうらざる婦孺何れも其職掌の官吏たり其身分の學生たるを爲す制限を存するのみ而して此身分職掌の從ふの制限も亦實に法律によるべきなり故に右の條々ハ法律に定めたるといひ又ハ法律の範圍内に於てといへぬ固より此等の制限を包含すべく從て彼條文の其儘にて身分職掌を異にする萬種の日本臣民に適用すべきや明なりと謂ふへし然れども茲に法律のみを以て其制限を規定すへうらざるものあり何ぞや陸海軍人はありさて陸海軍人といふ陸海軍將官上長官士官下士官諸卒の總稱にて之を規定するに特別法律に陸海軍刑法治罪法あり反亂抗命擅權辱職暴行侮辱違令詐偽逃亡等も付き特別嚴酷なる制裁を存せり又集會條例に於ても特に軍人に関する規程あり而して純然たる命令に於ては徵發令の如き徵兵事務條例の如きあり又軍令に屬する記律あり或は自由の旅行を禁し或は言論集會結社の自由を束縛し或は請願をなすの自由を制限せり此等の例外中其法律を以て規定したるものは前數條の成文われぬ足れりと雖も其中命令紀律によりて制限を加ふべきものあるか故に特に本條を設けたるを以て抑も陸海軍人の權利自由の兵學上政治上の自由ありて之を束縛するものにて其制裁

の嚴酷なるも亦自ら理由あり蓋し軍隊の統一の運動を以て第一の必要とするる故も
 特小服従の義務を嚴格よし其個々獨立して遂に渙散するに至るを防遏するに實は軍
 隊勢力の本源たりされし軍隊をして有力ならしめんが爲め其兵一卒の權利自由
 を犠牲にして全軍の統一整齊を圖らざるべからず是れ其理由の一なり軍隊の一黨の
 爪牙は非ず一部人民の器械は非ず國家を防護して安寧を保持するの必要機關たるが
 故に之を組成する將校士卒の皆其大元帥の命令を奉し一意之に服従せざるべからず
 殊に政治思想と挾み其議論を放ちて軍隊の統一を害し黨派を隊中作りて以て隊外
 の政黨と相應援するか如きは其弊勝けていふべからず古より軍人政治武斷政治の危
 險あるは史傳の証する所なり而して之を防遏せんが爲めは士卒各個の權利自由を犠
 牲せざるべからず是れ其理由の二なり

第二章の各條に掲げたる臣民の權利自由其他に關する諸條規は
 陸海軍の特別法令又は軍隊の法律に矛盾せざるもの限り陸海

軍將官及び同等官上長官下士諸率にも適用するものなり

以上述ふる所を以て余輩は第二章即ち民法權利義務に關する條規の注釋を了れり之
 を概括すべし法律に定めたる要件を具備して日本の臣民たるもの法律に定めたる
 兵役納税の二大義務と有し文武官は任し議員其他の公務に服するの公權を有し居住
 及び移轉の自由、法律に依らざる逮捕監禁審問處罰を受けざるの權利、法定裁判所
 の裁判を受くるの權利、住所家宅を侵されざるの權利、信書秘密の權利等人身自由
 に關する諸權利を有し所有權を侵されざるの財産權を有し信教言論著作印行集會結社
 等思想の表發交通に關する諸自由を有し又救濟權と思想自由との相聯繫せる請願の
 權利を有し而して此等の權利自由の何れも法律の保護を待ち其範圍に於て之を有し
 戰時若くは事變の場合に於て天皇の軍隊統率權に本きたる非常處分の外、決して侵
 犯せらるゝとすべきを通則とし臣民の一部たる陸海軍人の其法令紀律に牴觸せざる
 限同しく之を有すべしといふべし

さて茲に注意すべきは日本臣民の權利義務果して茲に止まるや否や及び法律の規定せる所の本章各條の事項その他戒嚴令裁判構成法裁判官懲戒例新稅法會計検査院職制章程等凡る憲法に明書せる件に止まるや否やの問題なり蓋し國民遵由の効力に至りては法律と他の法令と毫も異なる所あらざり命令にして無効ならざる限り法律と同じく之を強行すべきり故に命令の權利義務を生ずるに決して法律と異なる所あるべからず去れの結婚の自由の如き營業の自由の如き將に國民服從の義務の如き假令法律に特定の明文を存せざるも亦固より我臣民の有すべきものたるを知るべきのみされいとして憲法の法律の規定とすべき事項を定めざるに故に他日法律と設け本章各條規の外に出づる規程を與ふると固より之のあるべきなり

第三章

帝國議會

文明を以て稱する各國の本世紀の始に於て陸續代議政体と樹立し立君國と否とに論

なく大抵皆人民代議の制あらざるなし我帝國議會も亦實に代議の制を基きて創設したるものなり而して代議制を存する君主國も二種の別あり一は議會其國の統治權を總攬し君主の議會の中を在りて主權體の一部となすに過ぎず是を議院政治といふ一は議會を以て法律上の必要を出てたる立法參與の府とせし君主の其上に立ちて統而權を總攬す是を立憲政体といふ我邦の立憲政体たるといふ已に憲法第四條の明言する所にして帝國議會の特に立法に參與する一機關なるを過ぎざるを亦知るべきのみさて又帝國議會は國家に對し國民全体を代表するものにて固より國家を代表するもの非ず内外に對して國家と表示するものと唯た天皇あるのみ議會は立法機關たる集合體としての天皇統治權の下に服屬し分れて之を組織する議員各個とされは皆天皇を奉し國家の權力に服從する臣民たり去ればして又決して選舉權を有し選舉に與りたる一部人民の代理者非ず此等の選舉者の國家に法律により國家に對し國民と代表すべきものと指定する權力を委ねたるものにして自己の權力により代理人を出す

もの非と法律の効力より國民の代理として代議士を撰擧するの職分を有するものなり其代議士の議論を箝束し支配するの權なきと全く私法上は所謂本人代理人の關係と異なるは之より爲なり撰擧人を主權者の一部に加へたるは有名なるオーストリア氏の誤解として法學政學社會の一話柄たるものなり

さて帝國議會の本質の約略を述べたる如し而して其組織權限の條を追ひて説明する所を視よ

三十二條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

代議制の形体は就きて根本の問題たるは兩院制 Bicameralism の得失あり此點は於ての歐米の學者が反覆討論を費したるも純然たる理論としては今も決定する所あらず之を排斥するものも兩院制の少數の議論をして過半数の議論を壓せしめ(一)同一の議論が終始同一の人物同一の勢力より主張せらるゝと能はず(二)議事の模様よりての兩院協議の必要を生し無益の時日を費して其極協議の不調を終ることあり

しとせず(三)加ふるも兩院權力の不平衡を生して其結局其一院をして殆ど無用の長物たらしむ(四)といひ又之を主張するものも兩院制を以て急遽輕率を防ぎ(一)專恣妄濫を防ぎ(二)殊に大國に於ての多數の議院を一堂に聚むるの混雜を免る(三)の功ありといへり

抑も又議會の性質より單複兩制の利害あり蓋し行政の機敏を先務とし速決果斷を尙ふり故に行政評議を目的とする集合体は於ては其組織成るべく單純なるを貴ぶべしと雖も立法の治國の大体に關し其永久に渉る長計を定むるものなるは故に快速より慎重を尙ひ綿密を尙ひ周到と尙ふされは熟議の決して其煩を厭はず組織の決して複雑を嫌はざるへし

されしとすひて三院以上は區別するも於ては又種々の弊害あり特は彼の單制 Unicameralism 論者の所謂延滞確執紛争を惹起すへきのみならず行政府に於て三院中の二者を聯合する時の全く第三院を壓するを得へし丁抹は於て貴族僧徒と合して民撰

代議士の勢力を一空し西々利國會も二級の豪族聯合して第三級の庶民を壓したるり如き般鑑焰々誰り又疑々其間を抱くものあらん

然らば則ち理論の判るる所の單複兩制は止まり而して純然たる抽象的思辨は於ての二者の利害容易に斷言すると能はざるも之は條件を付し立法機關たるべき議會のトシへ立法事務の性質よりして兩院制を長とすべきや如し

さて各國の實際は如何は彼の歐米の諸大國を稱するものも在りて英佛伊及び北米合衆國の皆兩院の制を由り一院制を由るものも獨り獨逸帝國あるのみそれら猶帝國議會 Reichstag と併せて聯邦參議院 Bundesrath の設あり帝國の主權体として固より立法の議を與るの權力あり而して聯邦の盟主たる帝國は於ては又實に貴族衆議兩院を有せり又埃匈合衆帝國の一個の代理員會あるのみなれども其撰出の埃匈兩國の議會よりし尋常各分れて議事をかき帝國全部を渉る事のみ合同して之を議するも過さざり而して埃匈兩國各別の議會の何れも上下兩院を以て之を組織せるものあり

又歐洲中第二流以下の國は於て單院制を採用せるものと希臘(其議會を Boule) と S 及び那威(其議會を Storting) と S 及び二國を除くの外は獨逸聯邦中の小國其他僅々指を屈するのみ而も那威國會の如きは其議員を分ち其四分三を Odelathing といひ其四分一を Lagthing といひ甲と首として討論をなし乙の甲の議決を可否するも止まる而して其之を否とするの場合も始めて共同の集議をなすものなれり其實兩院制に異ならずと謂ふべし

されば兩制實際上の得失は其國土の大小より人口の多寡より國民階級の存廢より又其他の事情より固より一様ならずと雖も兩院の制の或は外形は於て或は實体は於て多數の邦も行はるるものなると知るべし願ふに我憲法は於て兩院制を取りたる精神も亦此理論の傾向と實際の事例とを據りたるものなるべし

茲は國會即ち兩院を合併するものも附したる各種の稱呼を擧ぐるも亦無用な非ざるべし即ち英國は於て Parliament とシひ佛國は於て Parlement とシひ埃國は於

いふ Reichsrath としん帝國といふ Landtag としん北米合衆國に於ては Congress
 といひ西班牙に於ては Cortes としん葡萄牙に於ては Cortes Gerais としん和蘭に於
 ては Staatsgeneral としん丁抹に於ては Rigstags としん而して最も普通に行はるゝ
 語の Diet 是なり

さて兩院の制の種々あり各國の沿革より事情に従ひ各其組織と異ふすも雖も
 之を要するも二種の中より包含せしむるを得へし即ち其一の元老院を以て代議院と
 對するものにして其二は貴族院を以て衆議院と對するものなり

元老院を設くるものに在りて其本意多くの一般の代議士の外國中各州郡團體の代
 表者及び政治の經驗あり國家の功勞ありたる老練の士を收むるを目的とし高尙の資
 格より勅擢公擢又は推選するを例とせり而して元老代議兩院制の國は佛國及び北
 米合衆國を稱首とし和蘭白耳義瑞西丁抹西班牙瑞典等あり

貴族院を設くるものは其本旨蓋し階級を異はするの人民をして別々代表する所あり

しむるも在り而して其由來する所と尋ねれば多くの其先代國家の功勞ありたるやた
 め世襲の特權を得たるものありて自ら之を齊民と混すべからざるものあるも依れり
 今學者の之を就きて下せる理論を擧ぐれば別々貴族院を置らざる時の貴族地位財産
 の勢力大に衆民を動かし擧の結果或は少數一種族の人民をして代議士の職と專ら
 せしむるの弊を生ずべきこと一なり貴族をして別々一体をあたしむる時の議論の責任
 の直ち貴族自己の頭上も落ち其衆庶の利益を顧すして私利を謀らんとするも如き
 討議をなし票決をなすも躊躇すべきことあり

さて純然たる貴族即ち特別の敬稱を有し社會高上の位置を占むる名族のみを以て組
 織せる貴族院を有するは獨り英國あるのみ帝國國葡萄牙の如きは何れも貴族院
 と有と雖も多くの國家の功勞ある人物大學其他學士會の代表者或は州郡の代表者
 大地主其他豪富の代表者と交へて之を組織せるものにて伊國の上院の如き又名けて
 元老院 Senato といふも雖も其實は亦此雜種の貴族院たるも過ぎざるのみ

蓋し英國は於ての貴族が代議政体を樹立するに預りて大功ありたるの事實其純然たる貴族院を存立とするの一大因たり而して他の諸國は於ての之を粉本とぞ折衷するに共和國民主國元老院の制を以てし以て彼の雜種をなしたるあり
我憲法に於ての立法体兩院の制を定め而して貴族院衆議院の制を取りたるを蓋し亦我國体は於て貴族を存するに基き兼て我と事情を均しくする諸君主國の制を參酌したるあるべし

元老院の佛國は *Senat* 北米合衆國は *Senate* とすは皆同一の拉丁語より出て元老院の通稱たり而して其特稱に係るもの瑞西の *Ständerath* 丁抹の *Landsting* あり
貴族院の英國にて *House of Lords* 幸國及奧國は *Herenhaus* 匈牙利は *Magnatenhaus* 葡萄牙は *Câmara dos Pares* とす

衆議院又は代議院は英國は *House of Commons* 佛國は *Chambre de Deputés* 伊國は *Camera de Deputati* 幸奧兩國は *Abgeordnetenhaus* 北米合衆國は *House of Representatives* 瑞西は *Nationalrath* 丁抹は *Folkething* 葡萄牙は *Câmara dos Deputados* とす

帝國議會の世襲の特權又は特別高上の資格により上任する議員の集合体たる貴族院及び他の一般人民を代表する衆議院の兩者より成立す

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

本條ハ我貴族院を組織する原素に關して永久の制を示したるものにして我貴族院の彼の英國風の純粹貴族院ならしめて幸奧伊諸國は行はるる雜種貴族院たるべきことを明定し兼ねて其規程の細目及び其時世に應じて變更すべき部分を我貴族院令と名くる一個の法令に譲ることを確言したるものあり
さて純粹貴族院と雜種貴族院との別の前條を説明するが如し而して唯一獨存の純制